令和８年第３回定例会（９月７日招集）

嘉島町議会会議録

令和８年第３回嘉島町議会定例会会議録（第１号）

・招集年月日
令和８年９月７日（月曜日）
招集場所　役場庁舎議場
午前１０時開会・開議

・出席議員（１１名）

１番	春日公和	６番	森下文夫
２番	木下　武	７番	満田和浩
３番	穴井智子	８番	増岡　司
４番	齊藤　進	９番	川野伸一
５番	園田義宣	１０番	森田義雄
		１１番	境野隆文

・説明のため出席した者の職氏名

町　長	鍋田　平
教育長	江上知男
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	石坂英一
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
水環境課長	吉本博志
企画情報課長	藤本賢二
都市計画課長	河原和幸
学校教育課長	中冨　喬
社会教育課長	西本幸弘
会計管理者（兼会計室長）	下田雅文
監査委員	蜂屋　誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増永貴士

議事日程第１号

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議長報告
日程第　４　報告第７号　専決処分の報告について
　　和解及び損害賠償額の決定について
日程第　５　報告第８号　令和７年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について
日程第　６　報告第９号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第　７　報告第１０号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について
日程第　８　報告第１１号　専決処分の報告について
　　嘉島中学校テニスコート新設他工事請負変更契約の締結について
日程第　９　監査委員報告
日程第１０　議案の上程及び提案理由の説明
　１　議案第４０号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
　　専決第７号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第２号）
　２　議案第４１号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定について
　３　議案第４２号　嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　４　議案第４３号　嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
　５　議案第４４号　嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
　６　議案第４５号　令和７年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について
　７　議案第４６号　令和７年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
　８　議案第４７号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第３号）
　９　議案第４８号　令和８年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
１０　議案第４９号　令和８年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）
１１　議案第５０号　令和８年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第１号）
１２　議案第５１号　令和８年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
１３　議案第５２号　令和８年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
１４　議案第５３号　令和８年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第１号）
１５　認定第　１　号　令和７年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
１６　認定第　２　号　令和７年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
１７　認定第　３　号　令和７年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
１８　認定第　４　号　令和７年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
１９　認定第　５　号　令和７年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
２０　認定第　６　号　令和７年度嘉島町簡易水道事業会計決算
２１　認定第　７　号　令和７年度嘉島町下水道事業会計決算

散　会

開会・開議　午前１０時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　皆さんおはようございます。

去る7月28日熊本地方を震源とする大規模な地震が発生し、県内各地で甚大な被害を受けました。この地震により、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。嘉島町におきましても、町民の皆様の生活に様々な影響が生じており、現在も復旧・復興に向けた取組みが進められております。本議会といたしましても、被災された皆様の一日も早い生活の再建と、町の復旧・復興に向け、町とともに全力で取組んでまいりたいと考えております。

それでは、犠牲となられた方々のご冥福と、被災された皆様の一日も早い復旧・復興を願い、黙とうを捧げたいと思います。傍聴の皆様にもご協力をお願いいたします。

それでは、ご起立願います。黙祷。

お直りください。ご着席ください。

ただいまの出席人数は11人です。定足数に達していますので、令和8年第3回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、9番 川野 伸一議員・10番 森田 義雄議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2　会期の決定

○議長（境野隆文君）　日程第2　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月11日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3　議長報告

○議長（境野隆文君）　日程第3　議長報告となっております。

議長、一部事務組合議会、上益城広域連合議会の概要については、それぞれの所属議員から報告書が提出されています。

なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照下さるようお願い申し上げます。6月から8月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されています。以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4　報告　第7号　専決処分の報告について

○議長（境野隆文君）日程第4　報告第7号　専決処分の報告について　和解及び損害賠償額の決定について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君）　議長。

○議長（境野隆文君）　鍋田町長。

○町長（鍋田平君）　おはようございます。

報告第7号　専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月7日提出　嘉島町長　鍋田　平

1　事故発生日時　　令和8年3月23日　午前8時15分頃

2　事故発生場所　　嘉島町大字上六嘉1733番地南方300メートル先路上

3　和解の相手方　　熊本市在住者（車両所有者）

4　事故の概要　上記日時及び場所において、相手方が運転する車が走行中、道路陥没箇所に進入し衝撃で車両の一部を破損させた。

5　損害賠償の額　24,131円

6　和解事項　本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないこと。
7　専決日　令和8年6月11日。以上で報告を終わります。
○議長（境野隆文君）　以上で報告第7号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5　報告第8号　令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について

○議長（境野隆文君）　日程第5　報告第8号　令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について、町長の報告を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　報告第8号　令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について、令和8年6月9日に提出した報告第3号令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、訂正して次のように報告します。
令和8年9月7日提出　嘉島町長　鍋田　平
報告理由　別紙「令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書　訂正比較表」とおり翌年度繰越額及び財源内訳の訂正によるものです。
○議長（境野隆文君）　以上で報告第8号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6　報告第9号　令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○議長（境野隆文君）　日程第6　報告第9号　令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、町長の報告を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　報告第9号　令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率について報告します。
表中、左から順に説明します。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに赤字にならず、比率は生じませんでした。
実質公債費比率は10.9％、将来負担比率は67.7％となりました。
なお、表中の括弧書きは早期健全化基準の数値であります。
また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。
令和8年9月7日提出　嘉島町長　鍋田　平
○議長（境野隆文君）　以上で報告第9号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7　報告第10号　令和7年度決算に基づく資金不足比立の報告について

○議長（境野隆文君）日程第7　報告第10号　令和7年度決算に基づく資金不足比立の報告について、町長の報告を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　報告第10号　令和7年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく資金不足比率について報告します。
表中の特別会計名は、簡易水道事業及び下水道事業ですが、いずれの事業においても資金不足にはならなかったため、資金不足比率は生じませんでした。
なお、表中の括弧書きは経営健全化基準の数値であります。
また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。
令和8年9月7日提出　嘉島町長　鍋田　平
○議長（境野隆文君）　以上で報告第10号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第8　報告第11号　専決処分の報告について　嘉島中学校テニスコート新設他工事請負変更契約の締結について

○議長（境野隆文君）日程第8　報告第11号　専決処分の報告について　嘉島中学校テニスコート新設他工事請負変更契約の締結について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君）　議長。

○議長（境野隆文君）　鍋田町長。

○町長（鍋田平君）　報告第11号　専決処分の報告について　公共工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月7日提出　嘉島町長　鍋田　平

記

1　契約目的　嘉島中学校テニスコート新設他工事

2　契約金額　（変更前）6,476万4,964円

（変更後）7,121万6,464円

（変更増額）645万1,500円

3　契約の相手方　熊本市北区大窪４丁目２番４号

熊本利水工業株式会社

代表取締役　田中　祐治

4　専決日　令和8年7月21日

以上で報告を終わります。

○議長（境野隆文君）　以上で報告第11号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第9　監査委員報告

○議長（境野隆文君）　日程第9　監査委員報告となっております。　令和7年度の会計決算審査結果について監査委員の報告を求めます。

○町長（蜂屋誠君）　議長。

○議長（境野隆文君）　蜂屋代表監査委員。

○監査委員（蜂屋誠君）　おはようございます。日程に従いまして、令和7年度の決算審査につきましてご報告をいたします。

まず、一般会計及び特別会計において、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、町長から審査に付されました令和7年度嘉島町一般会計と特別会計の決算審査について、審査を実施いたしましたので、その結果を地方自治法第233条第3項の規定により、町長に対し意見書を提出しましたのでご報告いたします。

審査は令和7年度嘉島町一般会計及び国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算審査を7月22日から8月19日までにわたり実施いたしました。地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者は決算を調製し、出納閉鎖後3か月以内に町長に提出することになっておりますが、本年度7月17日に証書類、その他政令で定める書類と合わせて提出されていることを確認いたしました。

審査に当たりましては、嘉島町監査委員監査規程及び監査基準に基づき実施いたしました。審査の着眼点としまして、収入支出が合法的に行われているか、議決された予算の執行が的確に行われているか、財政運営は総合的に見て適正であるかなどに重点を置き、計数の確認、予算の執行状況、事務事業の実施状況とその成果について、各会計の歳入歳出予算書と各課室等の歳入調定簿、予算差引簿並びに提出資料等を詳細に照合審査した結果、計数に誤りはなく、証書類、諸帳簿、関係書類等の整理保存の処理も適切であり、全会計ともに収入支出は合法的に行われていることを確認いたしました。

次に財政運営状況については、依然として厳しい財政状況下でこれまでに取組んでこられた企業誘致や開発等の事業によって、企業の進出や人口の増加等により、税収も年々伸びてきているものの、それに伴

って社会保障や少子高齢化対策、子育て支援、さらには社会的基盤の整備も必要で、令和7年度においても非常に厳しい財政運営が求められました。

これからの町づくりの基盤となる都市機能を充実させるため、基本理念である「活力と潤いに満ちた田園文化都市- 住んで良かった！　水の郷 嘉島 -」を着実に実現させるため、学校教育施設整備や東部台地土地区画整理事業、道路・橋梁改良事業、高齢化・少子化に対する社会的施策など、町民の暮らしを守る課題と増大する行政需要など町民のために適時、適切に応えることが求められております。

これらの負託に応えるためには、事務事業の精査を行い、施策の選択、再構築を行って限られた財源を重点的に配分することなどによって、スリムで効率的な執行体制と財政体質を確立して、町民のニーズに的確に対応できるよう、自主的な財政運営に向け、なお一層の努力が必要であります。

次に、財政運営の適否の要素となる比率で、町村では70％程度に収まることが妥当と考えられ、75％を超える場合はその財政構造が弾力性を失いつつあるとされる経常収支比率は、86.6％と、昨年度に比べ2.2ポイント減少しています。また、財政構造の弾力性を判断する数値で、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率で、10％を超えないことが望ましいとされている実質公債費比率については、昨年度と同じで10.9％となっております。さらには、財政上の能力を示す指数が1に近いほど財政力が強いと言われる財政力指数は、昨年度に比べて0.02ポイント低く、0.59となっております。

このようなことから、町においては住民の新たな行政需要と経済の変動に速やかにかつ弾力的な対応が望まれるようさらなる努力が必要で、それぞれの財政指数を一定のレベルで保持するよう、健全な財政運営に努めなければなりません。

次に、令和7年度嘉島町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書はいずれもその数値は正確であり、様式も地方自治法施行令の定めにより作成されており、適正であります。一般会計におきまして、歳入に対する歳出の執行率は93.66％となっております。また、特別会計の執行率は国民健康保険特別会計で96.90％、住宅新築資金等貸付特別会計は76.78％、介護保険特別会計は98.01％、後期高齢者医療特別会計96.22％であります。従いまして、令和7年度の各会計の予算の目的は達成されたものと認めます。

次に、地方自治法第241条の規定による基金でありますが、特定の目的基金は一般会計においては11件の基金が、特別会計では国民健康保険特別会計と介護保険特別会計で各1件ずつの基金が設置され、それぞれ目的に沿って適正かつ効率的に運用されております。一般会計において、令和7年度は財政調整基金で2,397万2,944円が積み立てられ、2億9,000万円が取崩されたので、年度末現在高は16億6,249万7,065円となっております。また、減債基金は23万8,141円が積み立てられたので、年度末現在高は1億8,874万8,529円。公共施設等整備基金は、27万9,422円が積み立てられ、9,000万円が取崩されたので、年度末現在高は1億9,473万7,354円。ふるさと応援寄附金は、5億2914万253円が積み立てられ、5億4,000万円が取崩されたので、年度末現在高は5億8,746万3,603円。平成28年熊本地震復興基金は、18万2,981円が積み立てられ、707万3,000円が取崩されたので、年度末現在高は9,580万2,281円となっております。
森林環境譲与税基金と新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の両基金は、全額が解約されておりますので、年度末現在高は0円となっております。

まち・ひと・しごと創生推進基金は、640万50円の全額が取崩されましたので、年度末現在高は0円となっております。中山間ふるさと水と土保全基金と地域福祉基金については、預金利息は一般会計へ算入されますので、中山間ふるさと水と土保全基金の年度末現在高は、令和6年度と同額の1,000万円、地域福祉基金は同じく1億1,440万円となっております。令和7年度に新設された銅像維持管理基金に471万8,459円が積み立てられましたので、年度末現在高は積立額と同額の471万8,459円となっております。

なお、11基金全体で5億858万5,720円が積み立てられ、9億3,352万6,571円が取崩されておりますので、令和6年度と比較すると3億7,494万851円が減少している状況です。

特別会計では、国民健康保険特別会計の国民健康保険療養給付費等基金については、23万4,201円が積み立てられ、3,842万6,000円が取崩されたので、年度末現在高は1億1,182万4,277円となっております。

介護保険特別会計の介護給付費準備基金については、5,049万51円が積み立てられ、5,000万円が取崩されておりますので、年度末現在高は2億1,322万6,113円となっております。

なお、各基金の調書は安全で確実なる方法により管理、保管されていることを確認いたしました。

次に、公営企業事業会計の簡易水道事業と下水道事業についてご報告いたします。地方公営企業法第30条第1項の規定で、管理者は決算を調製し、事業終了後2か月以内に町長に提出することになっていますが、決算に関する証書類が、簡易水道事業と下水道事業の両会計はともに5月27日に提出されていたことを確認いたしました。

また、両会計ともに決算審査に付されました報告書並びに計算書等は、関係法令に準拠して作成されており、事業の経営実績及び年度末現在の財政状況が適正で、関係帳簿、その他証書類等を照合した結果、計数は正しく、予算の執行及び関連する事務は適正かつ効率的に執行されており、所期の目的は達成されていると認めました。

それぞれの事業会計の審査結果についてですが、最初に令和3年度から公営企業会計となった簡易水道事業では、令和3年10月に給水可能状態となり、翌年の4月から水道の使用が開始されております。令和8年3月末時点での配水管布設の進捗状況は、計画に対して20.07％で、年度末現在の給水戸数は110戸となっております。令和7年度の決算で、収益が6,488万7,629円、費用が6,281万6,511円で、差引き207万1,118円の利益を生じています。次に、令和5年度から公営企業会計となりました下水道事業では、年度末現在の下水道の整備済み面積は293.4ha、下水道接続人口は6,938人で、下水道普及率は81.3％となっております。令和7年度の決算で、収益額が4億3,305万780円、費用額が4億2,176万6,477円で、差引額1,128万4,303円の利益を生じています。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和7年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率について、また、令和7年度決算に基づき嘉島町簡易水道事業会計及び嘉島町下水道事業会計の資金不足比率についての審査を実施しました。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、町長に対して意見書を提出しましたのでご報告いたします。令和7年度決算に基づく健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、早期健全化基準である15％に対して、赤字比率の数値は出ず黒字であり、また連結実質赤字比率につきましても早期健全化基準の20％に対して赤字比率の数値は出ず、黒字であります。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25％に対して10.9％であります。また、将来負担比率については早期健全化基準の350％に対して67.7％となっております。令和7年度の決算におきまして、早期健全化基準をそれぞれ下回った比率であり、問題はなく、提出された書類はいずれも適正に作成されていることを認めました。また、嘉島町簡易水道事業会計並びに嘉島町下水道事業会計の資金不足比率審査意見書につきましては、資金不足比率が経営健全化基準の20％に対して、両会計とも決算において実質収支額が黒字で、問題はなく、提出された書類はいずれも適正に作成されていたことを認めました。

以上で、令和7年度嘉島町一般会計決算と特別会計決算並びに公営企業事業会計決算についての概要報告を終わりますが、詳細につきましてはお手元に配付してあります決算審査結果報告書をご覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（境野隆文君）　以上で監査委員報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第10　議案の上程及び提案理由の説明

○議長（境野隆文君）　日程第10　議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

1　議案第４０号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
　　専決第７号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第２号）

2　議案第４１号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定について

3　議案第４２号　嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4　議案第４３号　嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

5　議案第４４号　嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

6　議案第４５号　令和７年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について

７　議案第４６号　令和７年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
８　議案第４７号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第３号）
９　議案第４８号　令和８年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
10　議案第４９号　令和８年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）
11　議案第５０号　令和８年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第１号）
12　議案第５１号　令和８年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
13　議案第５２号　令和８年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
14　議案第５３号　令和８年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第１号）
15　認定第　１　号　令和７年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
16　認定第　２　号　令和７年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
17　認定第　３　号　令和７年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
18　認定第　４　号　令和７年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
19　認定第　５　号　令和７年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
20　認定第　６　号　令和７年度嘉島町簡易水道事業会計決算
21　認定第　７　号　令和７年度嘉島町下水道事業会計決算

以上の21件を一括議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君）　議長。

○議長（境野隆文君）　鍋田町長。

○町長（鍋田平君）　皆さんおはようございます。令和8年度第3回定例会を招集しましたところ、全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

7月28日に発生しました熊本地震の対応につきましては、議員の皆様をはじめ、区長会、消防団、そして多くの団体の皆さん、そして地域の皆様、ボランティアの皆様方にご支援をいただき、災害対応をいただきましたことに心から感謝申し上げます。また、たくさんの自治体の皆様から応援をいただいています。熊本県はもちろんでございますが、佐賀県、秋田県、岩手県、青森県、北海道からも応援をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

9月4日現在の被害状況ですが、住家全壊3件、中規模半壊4件、半壊44件、準半壊114件、一部損壊317件、合計の482件です。住家以外では、全壊が22件、大規模半壊1件、中規模半壊4件、半壊35件、準半壊24件、一部損壊55件、合計の141件でございます。罹災証明でございます。受付が794件、発行が623件、進捗率78.5％。被災証明、受付225件、発行223件、進捗率99.1％でございます。

現在、被害に遭われた皆様にサポートできるよう、総合相談窓口を開設しています。被災者生活再建支援金の申請、住宅応急修理の申請など、各種相談や受付を行っております。議員の皆様のご協力をいただきながら、私たち執行部、そしてご支援をいただく皆様とともに、熊本地震からの復旧、復興に向けて取組んでまいります。

令和8年6月議会以降の町政報告を行います。

令和8年熊本地震について、本町においても、7月28日に震度6強の強い地震に見舞われ、イオンモール熊本の爆発で7名の方がお亡くなりになりました。心より哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方々に対して心よりお見舞い申し上げます。地震発生からこれまで、22回にわたり災害対策本部会議を開催し、また、町議会議員及び区長との合同対策会議を計3回開きました。発災から約6週間が経過し、緊急対応から復旧・復興に向けた動きに変わりつつあります。

道路及び河川の被害状況について、道路の被災が6か所、河川の被災が1カ所ですが、その他にも小規模なものが複数箇所被災している状況です。道路は沈下による段差やひび割れによる損傷であり、河川は古川の底版コンクリート等が破損しました。今後は災害査定を受け、復旧工事の発注を行う予定です。

都市公園の被災状況について、近隣公園や浮島周辺水辺公園など5か所の公園で災害査定の対象となる被害が生じました。被災状況としては、園路の地割れや液状化などで、復旧費用の見込み額は約4,400万円となっております。

福祉事業について、子育て支援センター「あいあい」は、地震後、施設の安全確認のために閉鎖しておりましたが、8月3日（月）に開所しました。また、東西の学童施設も多少の被害がありましたが、地震の

翌日より開所しております。町内の認可保育園等については、各園被害がありましたが、7月31日より開所しております。

なお、今後被災に伴う介護サービス利用料等の減免、障がい福祉サービス等利用料の減免、保育料免除等、生活で欠かせない事項についても支援を実施していく予定です。

被災された中小企業・小規模事業者への支援について、8月18日（火）内閣府から宇城市、氷川町、嘉島町を中小企業分野の局地激甚災害に指定される見込みであることが公表され、嘉島町の中小企業等の皆様に対しても国からの手厚い復興の後押しが可能になりました。

今後も国県への要望なども継続して行いながら、各企業・事業所の皆様の支援に努めてまいります。

農業被害について、町内全域で農地の地割れ、液状化現象、農業用施設の破損などの被害を確認しております。今回の地震は水稲の中干期間中でありましたので、まず目視による用水路の確認を各土地改良区へお願いし、応急処理が必要な箇所については、嘉島町広域協定運営委員会と連携して対応いただきました。また、農地被害については耕作者からの報告を基に被害調査を実施しました。今後は被災箇所の確認などをおこない、災害復旧事業の手続きを進めてまいります。

小・中学校における震災対応について、小・中学校施設の被災状況としては、それぞれの学校で被害はあったものの学校運営には支障がないと判断し、通常通り、8月28日から2学期を開始しています。

また、地震における児童生徒の心理的ショックや不安を緩和するために、教職員向けの研修を緊急で実施しました。今後、子どもたちの状況確認やアンケート調査等を行ったうえで、必要に応じて個別にカウンセリングを行うなどの取組みを行っていきます。

社会教育施設等について、町民会館ホール「アクア」については給水管の破裂、中央階段の損傷、舞台装置の損傷等大きな被害を受けました。8月は一般の予約をお断りし、危険のないエリアで避難所を開設しました。図書室については8月18日より再開しています。また、体育施設については一部の施設を除き、9月から順次利用を再開しております。

水の郷まつりについて、かしま水の郷まつりにつきまして広報かしま6月号にて10月10日（土曜日）の開催でお知らせをしておりましたが、この度の熊本地震の発生を受け、被害状況等を考慮し、中止することといたしました。

かしま水の郷まつりを楽しみにされていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ジョイフルスポーツかしま2026について、今回の地震による郡内・県内のスポーツイベントの中止を鑑み、今年のジョイフルスポーツかしま2026の開催を中止いたします。また、同日開催しておりました第4回嘉島町ロードレースについても中止いたします。

井寺古墳について、古墳の入口部分には土砂流入、石室は落石や土砂流入が確認されています。国指定の重要文化財であるため、災害復旧に向けての計画を策定するため、有識者をはじめ県や文化庁と協議を重ねています。

町民保険課事業について、今回の地震により、保健センターは福祉避難所として開設しており、センターで予定していた保健事業は延期しましたが、8月より通常通り事業を実施しております。

今後、震災に伴う国民健康保険の一部負担金の免除、後期高齢者医療一部負担金の免除、国民年金保険料の免除等住民生活に欠かせない事項についても支援を実施していく予定です。

米・大豆の作付け目安について、7月21日に開催しました嘉島町地域農業再生協議会において、令和9年度からの水田政策の見直し内容及び米の価格動向の不透明感、また、大豆ほ場の管理状況を鑑み、令和9年産の主食用米と大豆等転作作物の作付割合目安を本年産と同様の4:6とすることに決定しました。

大豆の作付けについては、従来どおり集落単位での団地化を基本とし、更に広域的な団地化・ブロックローテーションに取組んでいきたいと思います。

学校施設整備について、嘉島東小学校校舎増築工事は、既存校舎の改修及び外構工事が6月末に竣工し、増築工事に関する工事はすべて完了致しました。また、中学校施設整備のうちテニスコート整備等については7月末に完了し、体育館のLED照明改修工事は、夏季休業中を中心に工事を進め、地震の影響もほとんどなく、9月中の完了を目指して工事を進めています。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗について、6月12日から１－１工区南側の擁壁設置工事に着工し、今年度中の整備完了に向けて事業を進めております。熊本地震の影響により資材の確保が心配されるところですが、事業が円滑に進むよう努めてまいります。

都市計画マスタープランについて、6月30日に有識者による第1回目の策定検討委員会を開催したところ

ですが、今回の熊本地震を踏まえ、災害に強いまちづくり、そして本町の個性を生かしながら持続可能な都市づくりの方向性が定められるような計画となるよう進めてまいります。

下水道事業について、下水道事業におきましては、6月以降、上仲間東地区枝線築造工事（7工区）、嘉島7号汚水幹線（サービス管）築造工事、東部地区枝線築造工事（2-1工区）、西村西地区枝線築造工事（11工区）、高田地区枝線築造工事（6工区）を発注しました。今後も、引き続き西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠整備を進めてまいります。

また、嘉島町公共下水道嘉島浄化センターの実施設計（増設）の作成委託に関する協定を締結しました。整備状況といたしましては、令和8年3月31日現在で全体計画面積472.0haに対し、整備済み面積が293.4haで整備率62.2%となっております。また、接続率は令和8年3月31日現在で供用開始区域内人口8,482人に対し、接続人口が6,938人で81.8％となっております。

簡易水道事業について、今回の地震により水源の水に濁りが発生しましたが、8月1日には濁りが解消され、水質に異常がないことが確認できたので、その後は通常どおり水を供給しています。

配水管布設につきましては、嘉島東部台地土地区画整理事業（ゆうすいの杜）区域内に東部地区配水管布設工事（2-2工区）を発注しました。今後も、引き続き嘉島東部台地土地区画整理事業（ゆうすいの杜）の進捗状況に併せて工事を進めてまいります。

簡易水道の利用状況につきましては、8月末現在110件380人となっております。

以上が町政報告でございます。それでは、提案理由をご説明いたします。

○議案第40号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第7号　令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第2号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年7月28日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第41号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定について

災害発生時など不測の事態における指揮命令系統の維持及び町政運営の円滑化を図る上で、副町長を置いて執行機関の体制を万全なものにする必要性があることから、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第42号　嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令が令和8年10月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第43号　嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

特別職が新たに追加されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第44号　嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

国家公務員等の旅費支給規程が改正されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第45号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について

○議案第46号　令和7年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

以上2件の議案につきましては、利益剰余金の処分について、地方公共企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第47号　令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）について

令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,365万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,432万4,000円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正のとおりであります。地方債の追加は、第3表地方債補正のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出の補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第48号　令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,807万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,896万3,000円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳

入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。
○議案第49号　令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
　令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71万4,000円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。
○議案第50号　令和8年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
　令和8年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,061万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,811万7,000円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。
○議案第51号　令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
　令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ679万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,185万1,000円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。
○議案第52号　令和8年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
　令和8年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち、収益において第1款水道事業収益第1項営業収益を35万円増額し、総額を6,373万8,000円、支出においては第1款水道事業費用第1項営業費用を50万4,000円増額し、総額を6,367万円としました。資本的収支予算のうち、支出においては第1款資本的支出第1項建設改良費を58万5,000円増額し、総額を5,882万6,000円としました。議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を33万9,000円増額し、1,726万3,000円としました。また、予算第4条本文に、「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額58万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金58万5,000円で補填するものとする。)」を加えました。なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正の詳細につきましては、令和8年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。
○議案第53号　令和8年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）について
　令和8年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち、収入において第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を970万6,000円、第3項特別利益を15万9,000円、それぞれ増額し、総額を4億7,342万5,000円としました。支出においては第1款下水道事業費用、第1項営業費用を311万9,000円増額し、第2項営業外費用を120万円減額し、総額を4億573万7,000円としました。資本的収支予算のうち、収入においては第1款資本的収入第1項出資金を2,800万円、第2項企業債を1億3,840万円、第4項国庫補助金を1億7,036万円、それぞれ減額し、第5項固定資産売却代金を5,000円増額し、総額を3億5,914万5,000円としました。支出においては第1款資本的支出、第1項建設改良費を2億9,272万円減額し、総額を5億6,321万3,000円としました。なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和8年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。
　以上で提案理由の説明を終わりますが、
　認定第1号　令和7年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
　認定第2号　令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
　認定第3号　令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
　認定第4号　令和7年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
　認定第5号　令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
　以上5件の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、同条第5項の規定による主なる施策の成果につきましては、会計ごとに事業成果調書を作成し、お手元に配付のとおりであります。詳細につきましては、会計管理者に説明させますので、ご審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
　認定第6号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計決算

認定第7号　令和7年度嘉島町下水道事業会計決算
以上2件の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。詳細につきましては企業出納員に説明させますので、ご審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
以上で提案理由の全ての説明を終わります。
○会計管理者（下田雅文君）　議長。
○議長（境野隆文君）　下田会計管理者。
○会計管理者（下田雅文君）　おはようございます。会計管理者の下田です。令和7年度決算についてご説明を申し上げます。
認定第1号　令和7年度嘉島町一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。1ページから2ページが歳入の一覧です。費用の区分は款、項までの記載となっております。2ページの表の最後の段になります。歳入の合計をご覧ください。
予算現額103億4,066万7,081円、調定額87億5,759万1,721円、収入済額87億2,493万7,954円。不納欠損額107万2,530円、収入未済額3,158万1,237円、予算現額と収入済額の比較マイナスの16億1,572万9,127円となりました。
次に3ページと4ページが歳出となります。4ページの表の最後の段になります。歳出の合計をご覧ください。
予算現額103億4,066万7,081円、支出済額81億7,159万5,217円、翌年度繰越額16億6,370万5,504円、不用額5億536万6,360円、予算現額と支出済額との比較21億6,907万1,864円となりました。歳入歳出差引き残額は5億5,334万2,737円でございます。うち、基金繰入金額はございません。令和8年9月7日提出、町長名でございます。
次のページからの歳入歳出の詳細につきましては、次のページ5ページから62ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をご参照くださいますようお願いいたします。こちらには費目の区分を款、項、目、節まで記載しております。備考欄に内訳を記載しておりますので説明のほうは割愛させていただきます。
引き続き、63ページをお開き願います。63ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額87億2,493万7,954円、歳出総額81億7,159万5,217円、歳入歳出差引額5億5,334万2,737円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が4億9,241万6,236円ありますので、実質収支額は6,092万6,501円となりました。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。
次のページをご覧ください。財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物の総括表となっております。令和7年度末現在、町が所有する土地と建物の状況を表しております。合計欄のほうをご覧ください。左から土地でございます。令和6年度末現在高41万9,929.38m^2、7年度中の増減高が1,702.65m^2、7年度末現在高が42万1,632.03m^2となっております。次に建物のうち木造の建物につきまして、6年度末現在高6,124.77m^2、7年度中の増減はございません。7年度末現在高、変わらず6,124.77m^2です。非木造の建物、6年度末現在高3万8,584.91m^2、7年度中の増減高2,510.54m^2、7年度末現在高4万1,095.45m^2、建物の合計は延べ面積で6年度末現在高4万4,709.68m^2、7年度中の増減高が2,510.54m^2、7年度末現在高4万7,220.22m^2でございます。
次に65ページの行政財産をお願いいたします。建物は1,599.66m^2の増加です。これは役場新庁舎の地籍調査による135.07m^2の増加、消防施設で地籍調査や計上漏れによるものと新規取得で464.58m^2、中学校地籍調査により1,001m^2の増、公営住宅で1m^2の計上誤りによるものです。
次に建物は非木造の建物が2,510.54m^2の増となっております。これは消防施設のポンプ小屋で18.98m^2の滅失漏、これと中学校117.10m^2、東小学校2,361.93m^2、西小学校45.36m^2が非木造の増築となっております。それと、かいね公園で5.13m^2のトイレ木造建築があったことによるものでございます。
行政財産の7年度末現在高は土地が41万211.71m^2、建物が延べ面積で4万6,962.76m^2となっております。
次に66ページをお願いいたします。66ページは普通財産です。7年度中の増減はございませんでした。普通財産の7年度末現在高は土地が1万1,317.33m^2、建物が257.46m^2となっております。
次のページをお願いいたします。こちらも、財産にかかわる調書で、公有財産の出資による権利でございます。出資金、出損金、拠出金を合計14件保有しております。内訳といたしましては、7年度中に嘉島町簡易水道事業へ1,083万1,000円、嘉島町下水道事業へ7,600万円の追加出資を行いましたので、7年度末現在高の合計は2億565万8,777円となります。
次のページをお願いいたします。物品に関する調書でございます。嘉島町財務規則第100条の規定に基づ

き1件の取得価格50万円以上のもの及び車両を掲載しております。6年度末現在高173点、7年度中の増加が1点、減少が4点、7年度末現在高は170点となっております。

次のページをお願いいたします。基金による調書でございます。11件の基金を有しております。6年度末現在高の合計が31億9,577万8,142円に対し、7年度中の積立てや取崩しによる増減はマイナスの3億7,494万851円で、7年度末現在高は28億2,083万7291円となっております。各基金における年度中の増減の内訳は摘要欄を参照お願いいたします。なお、これらの金額は3月31日現在のものであり、出納整理期間中の増減は含まないことから、決算書における基金繰入金や基金積立金の決算額とは一致しないことをご承知おき願います。

以上で、一般会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号　令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、こちらのほうをお願いいたします。

1ページ目が歳入でございます。歳入の合計をご覧ください。表の一番下になります。予算現額10億6,308万8,000円、調定額10億4,613万7,012円、収入済額10億2,047万1,109円、不納欠損額268万9,377円、収入未済額2,297万6,526円、予算現額と収入済額の比較マイナス4,261万6,891円となりました。

次に2ページをお願いいたします。2ページが歳出でございます。こちらも歳出の合計欄をご覧ください。予算現額10億6,308万8,000円、支出済額9億8,884万5,746円、翌年度繰越額はございません。不用額7,424万2,254円、予算現額と支出済額との比較7,424万2,254円となりました。歳入歳出差引額が3,162万5,363円、うち基金繰入額はございません。令和8年9月7日提出、町長名でございます。

3ページから10ページまでが事項別明細書でございます。先ほど同様、説明のほうは割愛させていただきます。

11ページ目をお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額10億2,047万1,109円、歳出総額9億8,884万5,746円、歳入歳出差引額は3,162万5,363円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も3,162万5,363円です。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れはございません。

次のページをお願いいたします。財産に関わる調書です。国民健康保険療養給付費等基金。令和6年度末の現在高が1億5,001万6,076円、7年度中に3,819万1,799円減少し、7年度末現在高は1億1,182万4,277円となっております。増減額の内訳は預金利息23万4,201円、取崩額が3,842万6,000円です。以上で国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第3号　令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページ目が歳入でございます。歳入合計の表の一番下をご覧ください。予算現額264万3,000円、調定額7,567万3,140円、収入済額264万4,056円、不納欠損額はございません。歳入未済額7,302万9,084円、予算現額と歳入済額との比較1,056円となっております。

2ページ目が歳出でございます。歳出の合計をご覧ください。予算現額264万3,000円、支出済額203万円、翌年度繰越額0円、不用額61万3,000円、予算現額と支出済額の比較61万3,000円となりました。歳入歳出差引き残額61万4,056円、うち基金繰入額は0円です。令和8年9月7日提出、町長名でございます。

3ページと4ページが事項別明細書になります。説明のほうは割愛させていただきます。

次に5ページをお開き願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額264万4,056円、歳出総額203万円、歳入歳出差引額61万4,056円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も61万4,056円となります。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。

以上で住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号　令和7年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算書のほうをお願いいたします。1ページ目が歳入となります。歳入の合計をご覧ください。予算現額10億277万6,000円、調定額9億3,001万6,201円、収入済額9億2,936万6,394円、不納欠損額9万7,960円、歳入未済額55万1,847円、予算現額と収入済額の比較マイナス7,340万9,606円となりました。

2ページ目が歳出になります。歳出の合計をご覧ください。予算現額10億277万6,000円、支出済額9億1,086万4,413円、翌年度繰越額0円、不用額9,191万1,587円、予算現額と支出済額の比較9,191万1,587円となりました。歳入歳出差引き残額が1,850万1,981円、うち基金繰入額が0円。令和8年9月7日提出、町長名でございます。

3ページから11ページまでは事項別明細書となっております。これも説明のほうは割愛させていただき

ます。
12ページ目をお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額9億2,936万6,394円、歳出総額9億1,086万4,413円、歳入歳出差引額は1,850万1,981円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も1,850万1,981円です。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。
次のページをお願いいたします。財産に関わる調書です。介護給付費準備基金。令和6年度末現在高2億1,273万6,062円。7年度中に49万51円増加し、7年度末現在は2億1,322万6,113円、増減内訳は預金利息が49万51円、積立金が5,000万円、取崩額が5,000万円です。
以上で介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。
続きまして、認定第5号　令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。1ページ目が歳入となります。表の一番下、歳入合計をご覧ください。予算現額1億8,626万4,000円、調定額1億8,938万9,948円、収入済額1億8,858万9,789円、不納欠損額7,000円、収入未済額79万3,159円、予算現額と収入済額の比較232万5,789円となりました。
2ページ目をお願いいたします。歳出でございます。歳出の合計をご覧ください。予算現額1億8,626万4,000円、支出済額1億8,145万7,366円、翌年度繰越額0円、不用額480万6,634円、予算現額と支出済額の比較480万6,634円となりました。歳入歳出差引残額が713万2,423円。うち基金繰入額は0円。令和8年9月7日提出、町長名でございます。
3ページから6ページまでは事項別明細書になります。説明のほうは割愛させていただきます。
7ページ目をお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額1億8,858万9,789円、歳出総額1億8,145万7,366円、歳入歳出差引額713万2,423円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も713万2,423円です。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。
これをもちまして、令和7年度普通会計5件の歳入歳出決算の説明を終わります。ご認定いただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。
○水環境課長（吉本博志君）　議長。
○議長（境野隆文君）　吉本水環境課長。
○水環境課長（吉本博志君）　はい。こんにちは。水環境課長の吉本でございます。
簡易水道事業は公営企業会計を適用しておりますので、簡易水道事業の企業出納員である私からご説明いたします。お手元にある認定第6号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計決算書をご覧ください。1ページが収益的収入及び支出になります。費目の区分は款、項までの記載となっております。この収益的収入及び支出とは経営活動に伴って生じる収益、すなわち収入と費用、すなわち支出のことを表します。
まず、上段の表の収入第1款水道事業収益です。当初予算額6,634万1,000円、補正予算額84万6,000円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額にかかる財源充当額0円。これらを合算した予算額の合計は6,718万7,000円となります。決算額は6,538万7,214円ですので、予算額と比べた決算額の増減はマイナスの179万9,786円となりました。
次に下段の表の支出、第1款水道事業費用です。当初予算額6,634万1,000円、補正予算額41万円、予備費支出額、流用増減額、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額、及び地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は0円でございます。これらを合算した予算額の合計は6,675万1,000円となります。決算額は6,316万5,096円、翌年度繰越額のうち地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は120万9,000円となりましたので、237万6,904円が不用額となりました。
続きまして、2ページの資本的収入及び支出になります。この資本的収入及び支出は、施設の新設、改築など建設改良のための費用や、企業債償還金などの支出と、その財源となる収入のことを表します。
まず、上段の表の収入第1款資本的収入です。当初予算額6,877万2,000円、補正予算額マイナスの3,526万3,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額にかかる財源充当額及び継続費逓次繰越額にかかる財源充当額は0円。これらを合算した予算額の合計は3,350万9,000円となります。決算額は1,083万1,000円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はマイナス2,267万8,000円となりました。
次に、下段の表の支出における第1款資本的支出です。当初予算額6,782万4,000円、補正予算額マイナスの3,431万5,000円、予備費支出額、流用増減額、地方公営企業法第26条の規定による繰越額及び継続費逓次繰越額は0円、これらを合算した予算額の合計は3,350万9,000円となります。これに対する決算額は822万5,376円、翌年度繰越額のうち地方公営企業法第26条の規定による繰越額は2,500万円となりましたので、

28万3,624円が不用額となりました。
　続きまして、4ページの剰余金計算書案をご覧ください。地方公営企業法第32条第2項において、毎事業年度生じた利益の処分は、条例または議会の議決を経て行わなければならないと規定されておりまして、別途提出しております利益剰余金の処分についての議案の議決をもって処分方法を決定します。今回、未処分利益剰余金891万1,074円を建設改良積立金へ積み立てる案としております。
　以上で簡易水道事業会計歳入歳出決算の説明を終わります。
　次に下水道事業会計も公営企業会計を適用しておりますので、引き続き下水道事業出納員である私から説明します。お手元にあります認定第7号　令和7年度嘉島町下水道事業会計決算書をご覧ください。
　1ページが収益的収入及び支出となります。費目の区分は款、項までの記載となっております。
　まず、上段の表の収入第1款下水道事業収益です。当初予算額4億7,462万6,000円、補正予算額マイナスの1,948万9,000円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額0円、これらを合算した予算額の合計は4億5,513万7,000円となります。決算額は4億5,315万5,643円ですので、予算額と比較した決算額の増減はマイナスの198万1,357円となりました。
　次に、下段の表の支出第1款下水道事業費用です。当初予算額4億4,977万9,000円、補正予算額マイナスの540万2,000円、予備費支出額、流用増減額、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額及び地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は0円、これらを合算した予算額の合計は4億4,437万7,000円となります。決算額は4億3,200万7,582円、翌年度繰越額は145万9,000円ですので、1,091万418円が不用額となりました。
　続きまして、2ページの資本的収入及び支出です。
　まず、上段の表の収入第1款資本的収入です。当初予算額5億50万円、補正予算額マイナスの1億4,906万6,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額にかかる財源充当額1億811万2,000円、これらを合算した予算額の合計は4億5,954万6,000円となります。決算額は2億4,728万2,000円ですので、予算額と比べた決算額の増減はマイナスの2億1,226万4,000円となりました。
　次に、下段の表の支出における第1款資本的支出です。当初予算額6億7,713万2,000円、補正予算額マイナスの1億4,791万9,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額1億5,135万4,000円、これらを合算した予算額の合計は6億8,056万7,000円となります。これに対する決算額は3億8,983万9,851円。翌年度繰越額は2億8,374万3,000円ですので、698万4,149円が不用額となりました。資本的収入決算額2億4,728万2,000円に対して、資本的支出決算額は3億8,983万9,854円です。これを比較しますと、収入側において翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する1,539万9,000円を除きまして、1億5,795万6,851円が不足する結果となりますが、この差額について当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額986万3,758円、当年度損益勘定留保資金1億2,213万5,012円、減債積立金1億7万4,081円、繰越工事資金1,588万4,000円で補填し、調整を行うこととなります。
　続きまして、4ページの剰余金計算書案をご覧ください。こちらも地方公営企業法第32条第2項におきまして、毎事業年度生じた利益の処分は条例または議会の議決を経て行わなければならないと規定されておりまして、別途提出しております利益剰余金の処分についての議案の議決をもって処分方法を決定いたします。今回、未処分利益剰余金1,128万4,303円を建設改良積立金へ積み立てる案としております。
　以上で、下水道事業会計歳入歳出決算の説明を終わります。議決、認定のほどよろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）　以上で議案の上程及び提案理由の説明を終わります。
　以上で本日の日程は全部終了しました。明日8日及び明後日9日は、議案調査のため休会、次会は10日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集ください。なお引き続き、議員控室において全員協議会を開催しますのでよろしくお願い申し上げます。
　本日はお疲れ様でした。

散会　午前１１時４８分

令和８年９月８日（火曜日）
　休　会

令和８年９月９日（水曜日）
　休　会

令和８年第３回嘉島町議会定例会会議録（第２号）

・招集年月日
令和８年９月１０日（木曜日）
招集場所　役場庁舎議場
午前１０時開会・開議

・出席議員（１１名）

１番	春日公和	６番	森下文夫
２番	木下　武	７番	満田和浩
３番	穴井智子	８番	増岡　司
４番	齊藤　進	９番	川野伸一
５番	園田義宣	１０番	森田義雄
		１１番	境野隆文

・説明のため出席した者の職氏名

町　長	鍋田　平
教育長	江上知男
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	石坂英一
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
水環境課長	吉本博志
企画情報課長	藤本賢二
都市計画課長	河原和幸
学校教育課長	中冨　喬
社会教育課長	西本幸弘
会計管理者（兼会計室長）	下田雅文
監査委員	蜂屋　誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増永貴士

議事日程第２号

日程第１　一般質問

日程第２　議案の質疑　討論　採決

１　議案第４０号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第７号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第２号）

２　議案第４１号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定について

３　議案第４２号　嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

４　議案第４３号　嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

５　議案第４４号　嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

６　議案第４５号　令和７年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について

７　議案第４７号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第３号）

８　議案第４８号　令和８年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

９　議案第４９号　令和８年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）

１０　議案第５０号　令和８年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第１号）

１１　議案第５１号　令和８度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

１２　議案第５２号　令和８年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

１３　議案第５３号　令和８年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第１号）

散　　会

開会・開議　午前１０時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和8年第3回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1　一般質問

○議長（境野隆文君）　日程第1　一般質問となっております。一般質問については、3名の議員から通告があっております。まず、8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君）　議長。

○議長（境野隆文君）　増岡議員。

○8番（増岡司君）　皆さん、おはようございます。8番 増岡でございます。議長の許可がありましたので、通告に従いまして質問をいたします。

質問事項　私は町道の占用料徴収条例の制定についてお尋ねをいたします。まず、質問の趣旨、そして概要から入っていきたいと思います。

本町では、町道の占用料徴収条例が制定されておりません。その理由は、町道の改良時には電柱移転の費用を電力会社などの設置業者が負担するとのことでございます。道路管理者は、道路法第32条並びに第39条に基づき、道路の占用に対して許可を与えるとともに占用料を徴収することが可能でございます。道路の占用料は、公有財産の使用に対する正当な対価であります。改良工事における電柱の移転費用の負担と占用料の徴収は制度的にも全く切りわけて考えるべきでございます。本町はこれまで、占用料を徴収していないことで本来得られるべき財源を逸失している可能性があります。条例制定によって公平性・透明性のある道路管理と財源確保を図ることは、財政の健全化、そして透明性のある道路管理と財源確保を図ることは、財政の健全化や、特にガソリンの暫定税率が廃止されたなかにあって道路財源確保の上からも行財政改革の一端となりうるものでございます。以上が趣旨概要でございます。

それでは質問の本題に入ります。

私は監査委員として嘉島町の財務事務及び公有財産管理の状況を日頃から精査しておりますが、その立場から本日は町道占用料徴収条例の未設定という重大な課題について質問をいたします。

まず、道路占用料徴収条例の制定状況について調査をいたしました結果ですが、熊本県はもちろん、45市町村の中で38市町村がこの条例を定めております。嘉島町を含む7町村が制定しておりません。上益城では嘉島町のみが定めておりません。このことを前提に質問を進めます。

現在、嘉島町では町道に対する占用料が存在せず、電柱、それから通信柱、ケーブルなどの道路占用物件について占用料を徴収していない運用が続いております。しかし、道路は町民共有の公有財産であり、その占用に対して対価を求めないという現状は公有財産管理の適正性に重大な疑義があると監査委員として強く認識しております。

そこで伺います。質問の第1でございます。町道占用料徴収条例を制定していない理由について執行機関の見解を改めて示してください。担当課長お願いします。

○建設課長（橋本浩史君）　議長。

○議長（境野隆文君）　橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君）　おはようございます。建設課長の橋本でございます。8番 増岡議員の質問にお答えします。

まず、道路占用料徴収条例を仮に導入、制定したと仮定し見込まれる収支について説明いたします。

道路占用料につきましては、道路法第39条第1項の規定に基づき、道路管理者が徴収することができるとされております。条例整備の主なメリットとしては、以下の3点が挙げられます。

一つ、道路の維持管理や補修に充てる財源の確保。

二つ、継続して占用する者から対価を徴収することによる一般利用者との公平性の担保。

三つ、無償で自由に占用できる状態を避け、必要性の低い占用や長期間の占用を抑制する効果。

また、条例制定後に見込まれる収支についてでございます。現在、町内で道路占用されている電柱や電線等の物件を道路法施行令の基準単価で試算しますと、年間に約150万円の収入が見込まれます。

次に、今まで条例を制定しておりませんでした経緯について説明いたします。

これまで条例を制定していなかった経緯といたしましては電力会社との従前からの申し合わせが背景に

ございます。
　道路拡張等に伴う電柱の移設費用については、その形態によって異なりますが、費用の一部または全額を原因者である町が負担することとなっております。一方で、道路占用料を無償とすることで、電柱の移転費用は原則として電力会社側の負担で行うという事務的な取組み、いわゆる申し合わせを行なっております。
　こうした条件下で本町が道路改良事業を推進するにあたり、道路占用料による収入と町の移転費用負担を勘案し、さらにガス管、上下水道管、一般住宅の排水管等への賦課も含めて総合的に判断した結果、これまで条例の制定および徴収を見送ってきた経緯がございます。
　最後に今後の方向性についてでございますが、道路の本来の目的から鑑みれば、一般利用以外の占用については占用料を徴収すべきとの考えがある一方、実際に徴収に踏み切った場合には、システム導入・維持管理占用物の調査などの新たな事務負担およびコストが発生してまいります。
　本町といたしましては、年約150万円の収入に対し、電柱移転費用の町側負担、および徴収事務に伴う負担やシステムコストなどを総合的に勘案し、慎重に検証したうえで、道路占用料徴収条例の制定について検討してまいります。併せて、道路事業にとどまらず、幅広い分野での今後の行政改革に取組んでまいりたいと考えております。 以上で答弁を終わります。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　2つ目の質問でございます。ただいまの答弁を踏まえまして再度伺います。
　一般的な町道改良においては電柱移設費用を占用者である電力会社や通信事業者が負担することは当然であり、占用料を徴収しない理由にはなりません。占用料徴収の制度趣旨とは整合しないものであります。道路法第39条第1項に基づく占用料制度は道路という公有財産を継続的に使用するものに対して正当な対価を求める制度でございます。一方、電柱移設費用の負担は道路改良工事に伴う個別の費用負担であり、占用料とは制度上まったく別の概念でございます。
　監査委員としまして、次の二点を重く受け止めております。
　第１に、公有財産の使用に対する対価性が確保されておらず、行政運営の公平性、透明性に問題が生じている可能性があること。そこで伺います。
　第2に、占用料と移設費用負担は制度上まったく別であるという整理を執行機関は認めるのか。また、占用料を徴収しないことによる財源の逸失の可能性をどのように評価しているのか伺います。担当課長お願いします。
○建設課長（橋本浩史君）　議長。
○議長（境野隆文君）　橋本建設課長。
○建設課長（橋本浩史君）　道路法第39条（占用料の徴収）および同法第71条2項（道路管理者等の監督処分）においてはそれぞれ明文化されておりますので、ご質問にある返答としましては制度上は別物であると認識するものでございます。
　また、占用料を徴収しないことによる財源の逸失におきましては、歳入だけの観点からしますと評価できるものではないと考えます。
　ただし、先ほど述べました電力会社との申し合わせにより、電柱移設に要する費用は、あらゆる状況においても電力会社が負担することとなっており、現状は歳出予算の抑制が図られていることもご承知おきいただければと存じます。
　なお、通信事業者、具体的に言いますと、これはNTTとかとはまた違う事業者の話になりますが、そちらとの申し合わせというものは存在しておりません。しかし、道路工事に至った経緯や道路通行の支障の有無などを道路法第71条2項に基づき移設が費用になったという原因が生じたタイミングで、その都度通信事業者と協議、精査し、移転費用の負担区分を決定することとしております。
　ちなみに、電力会社との申し合わせにあるあらゆる状況とは次の4つのパターンとなります。
　パターン1。これは町が管理する道路敷地内で電柱移設を行うなどの“官から官”というケースです。
　次にパターン2です。こちらは道路敷地内から民地へ電柱を移設するパターンで、“官から民”というパターンです。
　続いてパターン3です。こちらは民地から道路敷地内へ電柱移設を行う“民から官”というケースです。
　最後のパターン4です。こちらは民地内または民地間で電柱移設を行う“民から民”というケースとなります。

これらすべてのパターンは道路工事の計画次第でいずれも当てはまる可能性があります。このすべての4つのパターンにおきまして、現在、電力会社との申し合わせにより、工事に伴って電柱移設が発生した場合はすべて電力会社の負担のもと電柱移設を行なっているという現状でございます。以上です。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　ただいま担当課長のほうから詳しく4つのパターンについて説明がございました。道路から道路、これは官から官、役場から役場の関係、それから道路内、それから道路外、これは無償、町が金を出すということは必要ないということで、この2つのパターンが現在、道路改良が多く関わっているんじゃないかというふうに私は感じているところでございます。そのようなことでございますけれども、ただいまの答弁も踏まえまして、最後に鍋田町長にお伺いをいたします。
監査員としまして嘉島町の公有財産および財務運営の適正性を確保する観点から次の三点を極めて重く認識しております。
まず一つ目、公有財産管理の適正性の確保について。占用物件に対する対価を求めない現状は、行政運営の公平性、透明性を欠くものであり改善が不可欠ではないか。
二つ目、財源確保の必要性について。仮に電柱1本当たり年間1,000円程度の占用料を設定した場合、町内の電柱本数から大まかに試算しますと、年間数十万円、そして数百万円程度の財源となる可能性がございます。これは、町道の維持管理や改良工事に充当することができます。極めて有益な財源でございます。
三つ目でございます。制度運用の妥当性についてでございます。熊本県内の多くの自治体では、電柱移設費用は電柱占用者である電力会社、通信事業者の負担としつつも、占用料を徴収しております。嘉島町のみが占用料を徴収しない合理的な理由を、制度趣旨、財政運営、公有財産管理の視点から見て、見出すことができません。以上の点を踏まえまして、監査委員としまして強く申し上げます。
町道占用料徴収条例の制定は公有財産管理の適正化、財源の確保、行政運営の公平性向上のため、不可欠でございます。そこで伺います。
嘉島町として町道占用料徴収条例を制定する考えはないのか。また、制定しないとする場合はその理由を明確に示してください。町長お願いいたします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　増岡議員にお答えいたします。行財政改革の一環においても町道占用料徴収条例制定の是非は重要な判断事項の1つであると認識しております。他自治体との公平性、透明性の観点からみても条例の制定には検討を行うべきだと考えております。以上です。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　町長、ありがとうございます。前向きな方針を出していただきまして、ありがとうございます。この町道占用料徴収条例につきましては、昨年10月、担当者に私問題提起をいたしました。担当者におきましては、資料の収集、対象物件の把握など事務的なスケジュールは相当進んでいるんではないかというふうに感じております。この町道占用料徴収条例が制定されましたならば、現在積極的に進められているであろう行財政改革の推進を補完するものでございます。道路行政費用に充てられる新たな財源として大いに期すると感じております。徴収条例の制定までには煩雑な事務量と困難があるのは当然でございます。しかし、我が町の職員はほかの自治体職員と比べて決して引けを取るものではありません。むしろ職務に対する意欲と実行力はより以上のものでございます。ぜひ、条例制定に向けてください。監査委員の立場から見ると財源逸失の可能性があることは否めません。以上で一般質問を終わります。
○議長（境野隆文君）　以上で、増岡議員の質問を終わります。続いて、10番 森田 義雄議員の質問を許します。
○10番（森田義雄君）　議長。
○議長（境野隆文君）　森田議員。
○10番（森田義雄君）　おはようございます。
質問事項　衛星利用測位システム（GPS）の貸与等についてお尋ねをしたいと思います。
警察庁の発表によりますと、2025年に認知症やその疑いがある方で、全国の警察に届け出があった行方不明者が1万7,345人、24年度から776人減少しておりますが、依然高水準で推移しております。熊本県においては199人でした。警察庁は早期発見や保護のため、位置情報を取得できる衛星利用測位システム、いわ

ゆるGPS機器の利用を家族の方たちに呼びかけています。本当に痛ましいことではありますが、25年に所在不明や死亡が確認された認知症不明者1万6,729人のうち、GPS機器等が活用されたケースはほんの139人で全体の0.83％にすぎませんが、そのうち85％に当たる118人は届出受理日に無事に発見されております。いかにGPS機器等が早期発見に寄与しているかは一目瞭然です。

そこで、高齢者のひとり暮らし、認知症やその疑いがある方に対し、GPS機器等の利用を促進するため機器の貸与や購入経費の一部を助成する考えはないかお尋ねをします。町長に答弁をお願いしたいと思います。

○町長（鍋田平君）　議長。

○議長（境野隆文君）　鍋田町長。

○町長（鍋田平君）　10番 森田議員の質問にお答えします。

現在、高齢化はさらに進展し、2025年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者である75歳以上となりました。また、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。これより、全人口の約35％が65歳以上となる2040年問題が顕著化するとされています。このようななか、認知症やその疑いのある方、高齢者のひとり暮らしも増えると予想されます。

お尋ねがありましたGPS機器の貸与等についてですが、現在、嘉島町では機器の貸与や経費の一部助成は行なっておりませんが、現在、国（厚生労働省）において、屋外携行型のGPS端末機を介護保険の福祉用具貸与として給付対象に加える法改正の手続きが進められている段階であります。本町といたしましては、国の法改正を待って、介護保険制度の枠組みの中で公的支援ができるよう、関係機関と連携して受け入れ態勢の準備を進める予定です。

なお、現在、介護保険給付の枠組みの中で利用できる認知症の方の徘徊に対応できる福祉用具は、要介護2以上の認定を受けられている方で、屋内から屋外に出ようとしたときセンサーにより感知し、家族や隣人等へ知らせるものです。

今後も個別のご相談や地域の見守り対応を行なってまいりますので、お困りの際はぜひ地域包括支援センターや福祉課までご相談いただければと思います。以上で答弁を終わります。

○10番（森田義雄君）　議長。

議長（境野隆文君）　森田議員。

○10番（森田義雄君）　ただいま町長のほうから現在GPSの機器の貸与については厚労省のほうで屋外携行型のGPS端末を介護保険の福祉用具貸与として給付対象に加える法改正の手続きが進んでいるとのことでございますけども、国の法律を待って介護保険の枠組みの中で公的支援をできるように関係機関として受け入れ態勢の整備を進める予定であるとのことでございますけども、命に関わることでございますので、国の公的支援が遅くなったとしても、ぜひ早めの支援をお願いしたいというふうに思います。

熊本県は199人ということで、本町にいらっしゃったかどうかはわかりませんけれども、このGPS関連経費を調べてみましたけれども、初期費用が2万円前後かかると、本体と端末を内蔵できる専用シューズということで、それが大体各々1万円近くかかるということでございまして、また、利用料が月に1,700円程度かかるということですので、機器は1回買えば何年も持てると思うんですけれども、使用料が毎月1,700円から1,800円程度かかるということでございますので、ある程度の経費がかかるという思いでおりますので、できればすぐに国の支援を待たずにしてでもお願いしたい。これは希望者だけで結構だと思いますので、全員でなくても希望される方ということで結構だと思いますけれども、以上お願いしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（境野隆文君）　以上で、森田議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君）　議長。

○議長（境野隆文君）　穴井議員。

○3番（穴井智子君）　3番 穴井 智子です。今回の一般質問の前に少しだけ申し上げさせていただきたいと思います。

令和8年熊本地震を受け、今回の定例会では防災や復旧・復興に関する質問が集中するものと私自身は考えておりました。議員は年に4回質問のチャンスが与えられております。貴重な1回です。私も防災について質問をすることを考えておりました。しかし、防災のほうに集中するかと思いました点もありますが、災害だからこそあえて見えにくい課題に目を向ける必要があるのではないかと考えました。災害が起きれば住まいや道路、ライフラインなど目に見える課題が優先されます。その一方で、子供や若者が抱える孤

立や不安、家庭の困難、学校や仕事への悩みなどは外からは見えにくく、本人から声を上げなければ支援につながりにくい場合がございます。支援があるかではなく、その支援が必要な人に届いているかといった、今回はこの視点から特に15歳から19歳の子供・若者について伺いたいと思います。

質問事項　1問目、子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた支援について。(1) 子ども・若者の要支援の現状。(2) 他機関連携の現状。

要旨としましては、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など、社会構造は大きく変化しています。日本全体では人口減少が進み、地域の担い手不足や地域コミュニティの希薄化、孤立する人の増加など、さまざまな社会問題が生じています。嘉島町の人口は微増しており、令和8年7月31日現在、人口1万526人、世帯数4,361世帯となっています。人口が維持・増加していることは本町の強みでもありますけれども、だからこそ、これからの地域を支える子供・若者が地域や社会とのつながりを持ちながら成長できる環境を整えていくことが重要だと考えます。

現在、子供や若者を取り巻く課題は、不登校、ひきこもり、家庭内の問題、対人関係、心理的な問題、就労など、一つの問題でなく複数の課題が重なり複雑化しているケースも少なくありません。そして、課題が深刻になってから初めて支援につながるケースもございます。

私自身、ある26歳の男性のケースに関わったことがございます。中学生のいじめをきっかけに対人恐怖が強くなり、通信制の学校へ進学したものの途中退学。その後、ひきこもり状態となり、家族への暴力も始まっておりました。支援につながった時には、すでに約4年が経過しておりました。このケースでは、本人や家族が自ら相談窓口に来たということではなく、支援団体が親戚との何気ない会話の中から状況を知り、支援につなげることができました。

ここから感じたことは、支援を必要としているほど、自ら相談窓口へ行くことができない場合があるということです。だからこそ、相談を待つだけではなく、地域や関係機関が気づき、声を拾い、支援につなげる仕組みが必要ではないでしょうか。また、子供・若者の支援には学校、福祉、保健、医療、就労、民間支援団体などとつながる横のネットワークと、子供から若者へと成長していくなかで支援を途切れさせない縦のネットワークの両方が必要だと考えています。そこで、本町の現状について2点伺います。

1点目、子ども・若者の要支援の現状について。本町が子供・若者総合相談支援に対するにあたり、想定していた相談件数に対して、近年、実際の相談件数はどのような状況にあるのでしょうか。また、相談者の年齢層や相談内容について、どのような傾向を把握されているのか伺います。さらに、重要なのは相談件数として現れている人だけではなく、困難を抱えながらも相談につながっていない子供・若者の存在です。本町では相談窓口につながっていない、いわゆる潜在的な支援ニーズについてどのように把握し、支援につなげているのか伺います。

2点目、多機関連携と切れ目のない支援について。子供・若者が抱える課題は複合的であり、1つの部署や機関だけでは解決できない場合があります。学校、行政、福祉、保健、医療、就労支援、民間の支援団体などとの連携について、本町では現在どのような態勢が構築されているのでしょうか。また、複数の課題を抱えるケースについて、どの機関が中心となって支援をコーディネートし、継続的に支援していくのか伺います。

そして、もう一つ、年齢によって支援が途切れない縦のネットワークです。子供から中高生、18歳、20代、30代へと年齢が上がるにつれ、担当する部署や制度が変わることで、支援が途切れてしまうことはないでしょうか。実際には不登校から通信制の高校に進む生徒が多く、通信制高校では人とのつながりが希薄になりがちで、中退となるともはや親以外につながりがないといった状況も少なくないです。例えば、不登校をきっかけに社会とのつながりを失い、その後ひきこもりや就労困難へと課題が長期化した場合、学校を卒業した後も年齢によって支援の対象から外れることなく、継続して支援につなげる仕組みが本町にあるのかを伺います。

私は、子供・若者の支援において大切なのは、相談窓口を設置することだけではなく、相談できない人の声をどう拾うのか、そして、一度支援につないで終わりではなく、年齢や環境が変わっても必要な支援につながり続けられる仕組みをどうつくるのか、ということが大事だと考えます。嘉島町の子供・若者がどのような環境にあっても孤立することなく、必要なときに必要な支援につながるために、本町として今後どのような支援態勢を構築していかれるのか、町のお考えを伺います。よろしくお願いします。

○町長（鍋田平君）　議長。

○議長（境野隆文君）　鍋田町長。

○町長（鍋田平君）　3番 穴井議員の質問にお答えします。

現在、子供や若者を取り巻く環境は複数の課題が重なり、複雑化しているケースがあります。

ご質問にあります（1）子ども・若者の要支援の現状についてですが、現在町で把握している相談者の年齢層や件数につきましては、学齢期の児童についての相談が増えています。また、その状況は学校や保育園、子育て支援センター（あいあい）、学童、社会福祉協議会、各区の区長、民生委員児童委員、教育委員会などから得た情報を、子ども家庭センターや社会福祉協議会で行なっている重層的支援体制整備事業の中で支援が必要な方についてケース会議を行い、関係機関と連携し、各専門職が対象者やその家族に寄り添った支援を行なっています。

次に、（2）の他機関連携と切れ目のない支援についてですが、先ほど述べた回答と重複しますが、各関係機関との連携を密にし、福祉課と社会福祉協議会が中心となって支援を進めています。何らかの支援が必要であるが支援につながらない方の把握は、行政としてはなかなか難しく、前に述べた地域の関係機関の方からの情報や、行政が別の家族の支援に介入した時にひきこもりの家族がおり、支援につながった例は数件ありました。

今後も地域や関係機関との連携を密にし、支援対象者の把握に努めたいと思います。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君）　議長。

○議長（境野隆文君）　穴井議員。

○3番（穴井智子君）　ご回答ありがとうございます。簡潔なご回答で。

まず、答弁で学齢期の児童についての相談が増えているということでした。具体的にどのぐらい増えているのか、また、相談者の年齢層なども知りたかったところでもございますけれども、今回簡潔なご回答だったんですけれども、また次回にしたいと思います。特に18歳以上、20代、30代の相談についても年代別に把握されているのかという、この回答にも不足がございますけれども、そのこともまた次回質問させていただければと思います。

一番重要なことなんですけれども、支援につながらない方の把握は行政としてなかなか難しいというお話でございました。私も、本人が相談に来ない場合行政だけで把握することは難しいと理解しておりますし、私もそう思います。だからこそお願いしたいのが、今現在も重層的な支援事業ということで行政だけで把握するのではなくて、区長さんや民生児童委員さん、学校、社協さん、そしてまた、子ども食堂など、地域の関係機関から情報を受け取る仕組みを今後さらに強化していただきたいと思います。地域の関係機関からの情報でひきこもりの家庭を支援につなげた例があるとのご回答でしたけれども、まさに地域から情報が入れば実際に繋がるケースがあると、まさに本当にここだと思います。そして、一番大事にしてほしいのが縦のネットワークなんです。横のネットワークはもう十分に機能があると思っております。福祉課と社会福祉協議会を中心に各関係機関との連携を密にして支援を進めているということでございました。ですけれども、やはり今回お尋ねしたかったのは年齢やライフステージが変わっても支援をつないでいく縦のネットワークです。重要なことなので繰り返しになりますけれども、不登校であった子供が高校を卒業後に引きこもりとなり20代、30代へと長期化した場合、本当に孤立してしまう、支援が途切れてしまう。次の支援機関へどう繋いでいくかという仕組み、そういうのが本町にはまだ構築されていないのかと思います。相談に来た人を支援することだけではなく、相談することさえできない人をどうやって地域のなかで見つけ支援に繋げるのかがこれからの子供・若者の支援では非常に重要だと考えております。嘉島町の子供を産み育てたいと思える町にするためには重要な観点かと私自身は考えております。そこまでの仕組みをつくっていただきたいと思います。一つ目の質問を終わります。

二つ目の質問に入らせていただきます。

質問事項　子どもを産み育てたいと思える町にするために。先ほどの質問と多少被るところもございますけれども、質問の要旨としましては、人口減少が進むなか、少子化への対応は重要な課題です。本町は人口が微増しておりますけれども、その要因は出生による自然増ではなく、転入による社会増であると認識しております。私自身、我が子が通った保育園がもう1人子供が欲しくなる園として全国で注目されており、子育て環境がもう1人産みたいと思える気持ちに大きく影響しつながるのではないかと感じております。保育園のことについては、また別の機会に質問させていただきたいと思います。今回は子供を産み育てたいと思える町にするために、本町の子育て支援について伺います。出生数を増やすことだけを目的とするのではなく、安心して出産し、安心して子育てができる環境を整えることが重要だと考えます。そこで、以下について伺います。

① 本町の出生状況について。本町の出生数の推移はどうなっているのか。本町の合計特殊出生率をどの

ように把握しているのか。現在の出生状況について、町としてどのように分析しているのか。
② 本町の子育て支援について。妊娠期から出産、子育てまで、どのような支援を行なっているのか。切れ目のない子育て支援をどのように進めているのか。現在、特に力を入れている子育て支援は何か。
③ 産後ケア事業について。産後ケア事業の利用状況はどうなっていますか。利用者からどのようなニーズや課題が寄せられているのでしょうか。今後、事業をどのように充実させていかれますか。
④ 支援が届きにくい家庭への対応について。経済的な困難や孤立、育児不安など、複合的な課題を抱え既存の制度に繋がりにくい家庭もあると考えます。本町では、こうした支援が届きにくい家庭をどのように把握しているのか。今後、必要な支援に繋げるためにどのような取組みを進めていくのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　3番 穴井議員の質問にお答えします。
最初に、①の本町の出生状況についてですが、本町の出生数は令和4年度81名、令和5年度99名、令和6年度82名と、ここ数年は80から99名程度で推移しています。また、平成30年から令和4年の本町の合計特殊出生率は1.85で、全国1.33、熊本県1.60よりも高い水準ではありますが、人口の維持に必要とされる人口置換水準（2.07程度）には達していません。
本町の出生と死亡の状況をみてみると、近年では死亡数が出生数を上回る自然減の状況にあり、自然動態としては増減を繰り返しながら、全体として緩やかな減少傾向がみられています。
本町は、熊本市近郊の利便性の高い地域として人口増加傾向も見られる一方で、出生数は伸び悩んでおり、全国的な傾向と同様、本町も少子化の影響を受けているものと分析しています。
次に②の本町の子育て支援についてですが、特に貧困や孤立、障がいなど、困難を抱えている家庭では出生や育児に関する支援制度をうまく利用できないことが少なくありません。そうした個々の複雑な事情に対応するためには、より柔軟で包括的な支援が必要となります。本町では、こども家庭センターを設置することにより、妊娠・出産から子育てまでの広い範囲で切れ目がおこらないような包括的な子育て支援を行なっています。
具体的には、まず一つ目の妊娠期・出産期の支援として、母子健康手帳交付時である妊娠期、出産後に保健師が訪問や面談、電話相談等を行い、妊娠中から産後にかけて伴走型支援を行なっています。また、妊娠した方に対し、妊娠時に5万円、出産時に子供の数×5万円を支給するといった経済的支援も実施しています。
二つ目に、乳幼児期・子育て期間の支援として、産後ケア事業の実施、乳児および産婦訪問、育児相談、乳幼児健診・教室での保健指導、各種相談対応を実施しています。
三つ目に、関係機関との一元的な連携として、こども家庭センターにおいて、発達の気になる子供や課題を抱えている家族等に関する情報を共有し、必要に応じて保育所、幼稚園、学校などの関係機関と連携して支援に取組んでいます。
子育て支援の基本は、社会全体で子育て世帯を支え、すべての子供が健やかに成長できることです。すべての子供たちが健やかに成長できることとあるように、子供たちの心身の健康こそが子育て支援の基本となりますので、今後も引き続き家庭訪問や健診・教室、保健指導などをとおして、子育て期の健康づくりのサポートに力を取り入れていきたいと考えております。
③ 産後ケア事業について。本町の産後ケア利用延べ人数は、令和6年度に7件、令和7年度に116件、令和8年4月から7月で25件となっており、利用種別としては日帰り型サービスを利用する方が約半数と多い状況です。利用者からは、宿泊型の利用回数分を訪問型と日帰り型に振り分けて利用できるようにしてほしいとの声が1件寄せられています。一方で、現状満足しているといった声や、授乳の姿勢や乳首のトラブルについて具体的にアドバイスをもらえた、心身ともに休まった等の満足の声が多数聞かれています。
今後、熊本県が産後ケア事業の集合契約に着手する意向があり、そうなれば、利用者は本町が個別に契約していない医療機関や助産所でも、集合契約に参加すれば、里帰り先などの遠方の地域でも産後ケアを受けやすくなります。その体制が早期に実現すること、および産後ケアの事業の周知に力を入れることでさらなる事業の充実に繋げたいと考えております。
④ 支援が届きにくい家庭への対応についてです。母子健康手帳交付の際に、すべての妊婦にアンケートおよび問診・健康指導を実施し、経済的困難、孤立、育児不安等の有無について確認しています。また、乳児家庭全戸の訪問において、実際の養育環境や母親の産後うつリスクなど精神状況を目視で確認するこ

とで、支援が必要な家庭の把握に努めています。乳幼児健診や乳幼児教室の際にも同様に問診・保健指導を行い、課題を抱えた家庭がないかを確認しています。

今後、重層的支援事業の担当部署である福祉課と連携し、保健・医療・福祉等の関係機関で一体となって取組んでいきたいと考えております。以上、答弁終わります。

○3番（穴井智子君）　議長。

○議長（境野隆文君）穴井議員。

○3番（穴井智子君）　ご答弁ありがとうございました。本町の合計特殊出生率は1.85で、全国1.33、熊本県1.60を上回っているとのことでございました。これは、本町の子育て環境やこれまでの取組みの成果の1つとして大変評価してよいのではないかと考えます。一方で、町長のご答弁にありましたように、人口を維持するために必要とされる2.07にはまだ届いておりません。嘉島町は現在人口が微増しているからこそ、人口が減少してから対策を考えるのではなく、今の段階から出生数を増やしていくための施策をより積極的に考えていただきたいと思っております。本町として合計特殊出生率が2.07という水準を1つの長期的な目標、目安として、子供を持ちたいと希望する方が希望する人数の子供を安心して産み育てることができる環境づくりを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。また、そのためには、現在行なっている妊娠、出産、子育て支援だけではなく、結婚、出産、子育てを希望する若い世代が経済的な理由、仕事、住居、保育、教育などを理由に希望を諦めることがないよう、出生前から子育て期まで切れ目のない施策を考える必要があると思います。

産後ケア事業については、産後のお母さんの心身の負担を軽減し、安心して子育てをスタートするための支援として、こちらも一定の評価ができるものと考えております。嘉島町で産後ケア事業がスタートする以前に先行的に進められていました千代田区の産後ケア事業の視察をいたしました、個人的に。先ほど答弁にありました日帰り型よりも千代田区のほうでは宿泊型が当然人気というか、利用者が多いという回答をいただいております。出産後、病院でだいたい4、5日ぐらいで自宅に帰るわけですけれども、そこからすぐに育児が始まるわけです。ちっちゃい赤ちゃんを目の前にして戸惑うお母さんは、初産であると本当にどうしていいかわからないということでうつになる傾向が多いと聞きます。なので、そのまま病院から産後ケアの宿泊型の病院に行くというようなケースも多いと伺いました。これも1つ参考までにお伝えしておきます。

また、妊娠時に5万円、出生時に子供の数×5万円を支給する経済的支援についても、子育て世帯にとっても、とても大切な支援だと考えます。一方で、行政の制度には申請主義という側面がございます。支援を必要としている方であっても制度を知らなかったり、手続きが複数に分かれていたりすると、申請そのものを負担に感じ、結果として支援に繋がらない可能性があります。そこで提案なんですけれども、出生届を提出する際に、出生に伴う各種の給付や必要な手続きを一度に案内・申請できるワンストップサービスを導入してほしいということです。出生届は必ず行政との接点が生まれるタイミングです。その機会を活用し、対象となる支援を行政側から確認し、できるだけ一度の手続きで申請まで完了できる仕組みにすることで、制度はあるけれども、申請しなかった、受け取れなかったという方をなくすことに繋がると考えます。案内していることと、申請まで完了できるということは大変違うと思います。行政に来た方が自分で制度を探して申請する申請主義だけでなく、行政側が対象となる支援を確認し、必要な人に確実に繋ぐプッシュ型の支援へと変えていく必要があると思います。町としてぜひご検討いただきたいと思います。

最後に、防災との関連で1つだけ申し上げます。今回の地震では、妊産婦のなかには地震による不安やストレスから母乳が出なくなったという声もありました。他町ですけれども。私が活動するボランティアのなかでも、地震後に無料で母乳マッサージを行う支援団体などが支援に入っていることを知りました。今回は議員の皆さんが防災について質問されることを想定し、私は防災についての一般質問をしませんでした。しかし、今回の経験をとおして、災害時の妊産婦支援についても平時から情報を収集し、他市町や民間団体の取組みなどよい事例をいち早くキャッチして、必要な時に活用できる態勢を整えておくことが大切だと感じました。今後の取組みとして、ぜひご検討いただければと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（境野隆文君）　以上で、一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2　議案の質疑　討論　採決

○議長（境野隆文君）　日程第2　議案の質疑　討論　採決となっております。

これより、

議案第40号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第7号　令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　専決処分の承認ということで、二点ほど質問をさせていただきたいというふうに思っています。月曜日の初日の議会のあと2日間ほど調査期間がございました。いくつかは電話で問い合わせをいたしまして内容的に確認できたところがあったんですが、1つ聞き忘れしていた部分がございますので、その点についてお尋ねしたいと思います。
一点は、今区長会も含めて議会と合同で災害対策会議を開いていただいております。そのなかで被害状況の説明を執行部のほうからいただいているのですけれども、被害状況の中の写真にも提示というか写真のほうにも報告がありました。各集落の神社についてということです。これは、行政側としては神社に対してのこういう災害対応というか微妙なところもあるかもしれませんが、一応うちの集落内の神社も鳥居が壊れて拝殿もかなり傷んでおります。10年前の地震の時には神社庁もしくは町、県から少しずつのそういう助成金があったというふうに地元の区長さんからも聞いております。今回この専決処分の被害状況の中でそれぞれ査定をされていると思いますけれども、そういう部分について査定をされたのか、もしくは今後そういう特別な助成制度が設けてあって、そちらのほうから支援をするような状況にあるのか、わかれば教えていただきたいと思います。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　すみません、これは通告していなかったので戸惑っていらっしゃるかもしれませんけれども、一応地震が発災したあとに、うちの区長のほうに役場のどの部署がそういうことを把握してないということだったんですが、被害状況の調査があって、区長のほうにどのくらいの被害がでているんですかということで問い合わせがあったみたいです。だいたい5、600万円ぐらいの費用がかかるのではないかということで答えておいたというふうにうちの区長さんのほうがおっしゃっていたので、どこからかそういう被害調査を、聞き取りの調査があったんじゃないかというふうに思っておりまして、今回の補正予算のほうに専決処分のほうにはそういう項目が入っていなかったので、どういうふうな取扱いになるのかお尋ねしようと思ったので問い合わせしたんですが。
○社会教育課長（西本幸弘）　議長。
○議長（境野隆文君）　西本社会教育課長。
○社会教育課長（西本幸弘）　社会教育課長の西本です。よろしくお願いいたします。
ただいまの川野議員の質問にお答えいたします。神社の被災状況について県のほうから照会がございました。社会教育課のほうから各区のほうに被災状況を確認いたしまして、被災額について概算でもよろしいので報告をお願いいたしますということで、各区から700万円程度でしたということで報告をいただいて県のほうに報告をしております。ただ、神社につきましては現在具体的な支援策というのは明確にされておりません。ですので、この場で何らかをお答えするというのはできませんけれども、前回の地震にいきますと、復興基金を活用して神社のほうに支援をされたというところがございますので、今回についても何かしらあるのかと思いますけれども、具体的な情報が入りましたらまた改めてご報告申し上げたいと思います。以上でございます。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　社会教育課のほうでお問い合わせをいただいたということで、神社とかお寺とかそういう部分に関しては行政のほうもなかなか対応が難しい部分はあるというふうには認識はしておりますけれども、被害額に応じて本来ならば地域で復興を進めていくべきところではあるんですが、なかなか地域でこれだけの額を負担するというのは非常に厳しい部分がございます。そういうなかで、今回の補正予算の中の内訳を見ますと、地方交付税として2億7,000万円。これは特別交付税ですから地震に充てる交付金ということになっておりますけれども、地方交付税自体の立て付けとしては、町のほうに一旦お金を下ろします。それをどういう風な使い道をあれするかというのは町のほうで町の裁量で自由に使っていいというようなかたちの交付金でございますので、そういう部分についても、最終的にそういう神社の復興費用なんかについてもそういう助成金とか国からの支援金とかがない場合は、その地域の住民がようは負担して復興するようなかたちになりますので、地域の実情に合わせて町のほうも検討していただきたいとい

うふうに思います。
　それに絡みますが、先だっての全員協議会の中で結局今各集落のなかに自主防災組織というのをつくってあります。これはあくまでも自主防災組織であって、自助・共助の観点から自分たちで運営をしてくださいというような立て付けですということで執行部のほうからも説明がございましたが、今回地震があったあとに各区の区長さん、恐らく全区長さんに言ったと思いますが、町のほうから被害状況の調査をお願いしますということで連絡があって、各区において区の役員さんを招集して、それから分かれて被害状況、概ね建物の倒壊がないか、安否確認というかたちで調査を行われたというふうに認識をしておりますけれども、自主防災組織という名前の組織と、各行政区に対しての町の対応と被る部分があるのでなかなか難しいのですが、私が言いたいのは、先ほども申しましたように、交付税交付金を国から町はいただいて必要な部分に充てるようなことは当然できるわけですけれども、町の職員だけで本町の被災状況の調査が早急にできるような体制にもなってないと思います。行政区の区長さん含め役員の方、もしくは消防団の方、そういうところに連携をしながら被害状況の把握をまずして、それからどういうふうな対応策を講じるかというような流れになっていくと思います。こういうふうに、これは当たり前のことですけれども、町の職員の方は災害対応について時間外手当とかそういうものは今回の補正予算に当然上げて当たり前だと思いますが、各区の役員さんとか、そうやって町からお願いされて被害の状況を把握して教えてくださいということで依頼をしてあるわけですから、そちらに対して何々の助成とか支援とかというのがないというのはどうなのかというふうに私としては思っているんです。その辺について、今回できるかどうかわかりませんが、今後の対応にも関わってきますので町の見解、その辺をお尋ねしたいと思います。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　川野議員にお答えします。川野議員のほうからも当初言われましたように、自主防災組織は地域住民が協力し連携し、自分たちの地域は自分たちで守るための活動を目的に自主的に結成する組織です。そのために参加される個人に対して日当、報酬等は原則として支給されないこととなりますが、後方支援のため活動に対する補助金については他自治体等の動向を見て検討したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　ありがとうございます。とにかく予算あってのものですからなかなか厳しい部分もあると思いますけれども、町を運営するうえで各行政区との連携、繋がりというのは非常に大事な部分でございますので、各行政区の区長さんはじめ役員の方々というのはお金が欲しいというかたちで考えていらっしゃる方はまずいないと思います。ただ、こういう特別な災害時においては動いていただいた分の謝礼というとおかしいですけれども、そういう区分は少しは行政としても考えていたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、町長によろしくご検討をお願いしてもよろしいですか。質問以上です。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
○10番（森田義雄君）　議長。
○議長（境野隆文君）　森田議員。
○10番（森田義雄君）　補正の11ページの件についてお尋ねします。これが補正の分に載っている表だけしか見ておりませんので、ほかにも何かあるのかもしれませんけれども、まず災害復旧の農林水産施設災害復旧費、工事費が3,000万円、測量設計委託料が6,000万円、ということで工事費を倍上回っております。それとその次の公共土木施設の災害復旧費、道路についてですけれども、工事費は500万円に対し、測量設計委託料は2,640万円と、測量設計がこのように工事費を倍、あるいは5倍にも上回っておりますけれども、そこあたりのいきさつを聞きたいのですけれども、ちなみに測量設計委託料は入札だったのか、それとも随意契約、そこらあたりもお知らせを願いたいと思います。よろしくお願いします。担当課長にお願いします。まず農業のほうから。
○農政課長（牛嶋寿男君）　議長。
○議長（境野隆文君）　牛嶋農政課長。
○農政課長（牛嶋寿男君）　農政課長の牛嶋です。よろしくお願いします。
　森田議員の質問にお答えします。11ページの農林水産施設災害復旧費ですけれども、委託料が6,000万円、工事請負費が3,000万円という計上をしております。6,000万円につきましては、まず被害の調査、設計を工事をするにあたって、前段で設計する必要がございまして、本年度すべての箇所の設計を予定しているこ

とから6,000万円を計上しているところです。工事につきましては、発災後3年間ということで、今年の発災が7月28日ということで、年度内にすべての工事が執行はできませんので、執行できるだろうという額を今回計上しているということで、概算で3,000万円、6,000万円ということで計上しているだけのことです。
　契約につきましては恐らく随意契約のかたちになるかというふうに考えております。以上です。
○10番（森田義雄君）　議長。
○議長（境野隆文君）　森田議員。
○10番（森田義雄君）　今牛嶋課長のほうからありましたけども、今年工事ができる分が3,000万円ということでございますので、3年ぐらいかかるわけです。3年といいますと全体でいくらぐらいかかるんですか。わかりませんか、3年間の総額でいくらぐらい。
○農政課長（牛嶋寿男君）　現時点ではまだ不明でございます。
○10番（森田義雄君）　現段階ではまだ不明。
○農政課長（牛嶋寿男君）　今、設計中ですので。
○10番（森田義雄君）　まだ設計中ということですね。わかりました。
　次に、道路について担当課長よりお願いしたいと思います。
○建設課長（橋本浩史君）　議長。
○議長（境野隆文君）　橋本建設課長。
○建設課長（橋本浩史君）　森田議員の質問にお答えいたします。災害関連で測量設計委託料というところで2,640万円今回の補正で計上させていただいております。こちらは発災がございました翌日に直ちに測量設計コンサルタントのほうにお声掛けしまして、2社お請けさせていただきまして、役場を中心に東方面、西方面、いわゆる六嘉方面と大島方面という2つの地域に分けまして、早急に状況の把握を行いたいというところでお声掛けをして、町内全域の調査を行う委託を行うというところで、合計の2,640万円というような業務委託費が見積もりに上がってきてございますので、それを予算化しているのが今回の補正でございます。こちらはもう作業のほうは進行しておりまして、発注に至る契約としましては随意契約というかたちで業務委託の手続きを進めてございます。
　14節の工事請負費の500万円、これは委託料に比して工事の費用が500万円というふうに1/5程度という金額に対するご質問でございますけれども、この500万円に関しましては、あくまでも震災の応急の復旧分というところで、こちらも先ほど申し上げました発災の翌日に測量設計コンサルタントのほうへお声掛けしたと同時に、嘉島町の建設業協会にお声掛けをしまして、協会が現状1日、2日、3日の間で町が把握しまして、道路の通行だったり、さまざまな地震の影響で支障がございました箇所に対して、すぐ手を加えられるといいますか、瓦礫の撤去だったり、陥没した部分の仮復旧だったり、という部分に対応する予算としてという意味合いの応急復旧分ということで500万円計上してございます。実際は、災害査定によるいわゆる1箇所あたり60万円以上の工事個所におきましては現在調査中ではございますが、河川が1箇所、そのほか道路関係が6箇所、合計7箇所で、今のところこれは概算で試算程度でございますけれども、総額1億円程度の災害復旧費用がかかるというふうに概算でございますが現状そのように把握をしております。これが明瞭になってきましたら改めまして予算化をしまして、災害査定に望み、復旧工事を発注したいというふうに考えております。以上です。
○10番（森田義雄君）　議長。
○議長（境野隆文君）　森田議員。
○10番（森田義雄君）　ただいま建設課長のほうから説明がありましたけれども、この500万円については町内の建設業者さんの仮復旧費ということで、地震による被害があった分については今後査定を受けてそれから予算を組むということでございましたので、私は工事に比べて測量設計費が非常に高いものですから、そこらあたりを疑問に思ったところでした。今の説明でわかりました。どうもありがとうございました。これで質問を終わります。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。

議案第40号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第7号　令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
議案第41号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
○7番（満田和浩君）　議長。
○議長（境野隆文君）　満田議員。
○7番（満田和浩君）　7番 満田でございます。副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定は併せて副町長を置く提案理由と理解できますが、以前より嘉島町も周辺自治体のように町長をサポートする有能な人材が必要と感じています。提案理由は、災害時などの不測の事態における指揮命令系統の維持および町政運営の円滑化を図るうえでの提案になっておりますが、例えば内面的行事等を副町長に依存されたりとか、自らは対外的なトップセールスとか国や県とのパイプづくりを強化するなど、そのへんはわかりませんけれども、明確なお気持ちを事前に議会や執行部に対する調整をされることが必要だと感じております。来年は選挙も控え、短・中期的ビジョンの方向性を含めて、今回の9月の定例議会でも上程案。なぜこのタイミングなのか。私自身感じることがあり、町長の率直なご心中、ご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　満田議員にお答えします。今回特に私出張でいなかったので、そういうときの不測の事態等を考えたうえで今回はお願いしたところでございます。以上でございます。
○議長（境野隆文君）　よろしいですか。
○7番（満田和浩君）　はい。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　8番 増岡でございます。ただいま嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例ということで、提案がなされてこれから質疑ということでございますけれども、まず事実の確認をさせたいと思います。
今回の熊本地震に際しまして、発災直後町長は公務により町外におられ初動の対応が遅れたということは行政運営に当たられるものとしてのすでに認識されていることと存じます。また、平素の行政運営につきましても事務の円滑化が強く求められていること、これを理由に町長ご自身がこの議会に副町長を置かない特例条例の廃止案を提出されております。これらの事実に基づきまして、町長、行政としての認識を伺いたいと思います。よろしくお願いします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　増岡議員にお答えします。副町長を置かない条例は町長の能力を補うための職ではありませんので、あくまでも副町長という立場でお願いしたいと思っております。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　それでは、次に副町長制度の趣旨について伺います。ただいま町長のほうから発言がございました。地方自治法第161条の副町長の制度は町長の能力を補完、つまり事務を円滑化するという町長の補佐役と、これを主たる目的とすることではないということでお答えになりました。その通りだと思います。行政運営の持続性を確保し、災害その他の一旦緩急時に際して組織としての指揮命令系統を途絶えさせないための制度でございます。町長もそのことはご承知のとおりとは思います。このことは極めて重要なことでございます。この自治法改正前は助役制度というものがございました。これが条文、そして考え方が変更され、161条の今の条文ということになっております。今回町長は行政運営の円滑化や災害対応の不安、これを理由に特例条例の廃止案を提出されました。これは本来副町長制度の有無、つまり副町長が在職する、あるいは在職しないことということではなく、行政の対応として組織づくりと人材の配置、そして、加えて危機管理体制をどのように整備するのかを課題として行政自身が考えるべき問題ではない

でしょうか。自治法第161条の設置趣旨の目的と今回提出された提案理由との整合、整合しているのかどうかということを、このようなことを、この条例提出の際には自治法の161条、それから167条を詳細に精査されたと承知していると思います。ご答弁をお願いいたします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　お答えします。地方自治法第161条は、市町村には副町長を置くことを原則としているということでございます。理由はここに書いてありますとおりでございます。よろしくお願いします。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　次にお尋ねをいたします。これが最後になりますけれども、副町長制度に対する私の代替案をどのように考えられるかお尋ねをいたします。
　災害対応に不安があるということでありますならば、全国の自治体の先進事例のように元消防職員や元自衛官などの危機管理の専門家を招聘されまして、防災危機管理監のようなのを設置して専門部署を創設することによって、町長不在のときでも一旦緩急あるときは町長から委任を受けた防災危機管理監が直ちに指揮命令系統を確立し、そのようなできるような態勢を整えることが可能でございます。副町長制度よりも災害対応に特化した実効性の高い制度として全国的にも導入が進んでいる合理的な仕組みでございます。このような専門部署の創設についてはどのように考えておられますか。お願いいたします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　増岡議員にお答えします。増岡議員が言われたことでございますが、総務課のほうに危機管理係を置いており、そういう災害時の危機管理を主に行なっております。増岡議員は161条のことを言っていただきましたけれども、私はその161条を尊重しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　ただいま町長の答弁のなかで総務課に危機管理係が設置されたということでございましたけれども、今回の発災時に町長は外におられたということで、総務課長なり、この災害担当の2人が中心になってやってこられたかというふうに思いますけれども、そこにはやはり町長がおられないとか、病気だとか、そういったときに、一旦緩急あるときには専門性を持った、そして、すぐに初動対応ができる、そういった部署が必要ではないかというふうに思います。
　質疑のまとめをいたしたいと思います。まず、この提案理由は2つございました。1つは町政運営の円滑化、そして2つ目が災害発生時など不測の事態における指揮命令系統の維持、このために副町長を置いて執行体制を万全なものにする必要があるということでございます。私はこの2つの理由について次のように捉えております。
　まず一つ目、行政運営の円滑化。このことについては熊本県内でも約30％を超える町村が現在副町長がいないといわれております。これらの自治体は副町長がいなくても町長の政治的姿勢と強いリーダーシップの発揮、これに加えまして行政の組織づくり、そして、適切な人材の配置がなされ行政運営が円滑に進められていると捉えております。昨年副町長を置かない条例を制定しました。これは熊本県内の首長でございますけれども、こう言っておられます。自分が行政運営の先頭に立ち職員を直接指導、監督すると、そう宣言されておられます。このような強いリーダーシップと、そして気概が必要ではないでしょうか。
　二つ目の危機管理の不在の初動対応ということでございますけれども、副町長がいればことが足りるという個人の能力ではなく、危機管理体制、いわば組織づくりを確立すること、つまり、行政組織の資質の課題ではないかと考えております。このことは先ほど私の質疑で触れましたように、防災危機管理の専門家を招聘して町長直属の専門部署を設置する。一旦緩急あれば町長不在であっても防災に関しては全面委任を受けた防災危機管理監が指揮命令系統を確立しうる態勢を整える。このことによりまして災害に強い組織づくりが必要であると考えております。災害に特化した実効性の高い制度として全国的にも現在導入が進められております。このことは現在我が町の最優先課題となっております行財政改革に直接、そして強く繋がるものでございます。以上で質疑を終わります。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はありませんか。
○1番（春日公和君）　議長。

○議長（境野隆文君）　春日議員。
○1番（春日公和君）　1番 春日でございます。この副町長を置かない特例条例を廃止する条例案について質疑を行いたいと思います。まず三点お伺いしたいと思いますが、その前に私が議員になってこれまで執行部の体制状況を見た、そういったことをまず述べさせていただいて、後の質疑3問したいと思います。
　嘉島町には昭和59年当時、今でいう副町長に代わる助役さんがおられました。そして、そのあと前町長が就任されました。その間3年ほど一緒に仕事をされたなかで、前町長はこの指揮命令を行ううえでは助役さんを置かなくても一人で大丈夫だというところで、それから約40年、嘉島町には副町長が在籍されておりません。そのなか、私も役場職員としてやはり拝見し動きを見ていたなかでは、やはり前町長は事あるごとに区長さん、区長会長さん、議員さんとこまめに打ち合わせ、相談もよくされていました。そして、それを続けながら約40年、県の町村会長、九州の町村会長、そして全国の町村会長、そしてその間も、全国の町村会長をされるときにも職員の中からは副町長を置いたらどうですかというところを一応提案したこともありました。そんななかで前町長は、いや、やってみないとわからない、そういった強い信念をお持ちになって現在まで至っているところでございます。そういったことで、やはりやれる、やれない、そういった部分を経験し、そして自ら行動する。これが事務執行責任者の姿勢だと私は思っております。
　昨今の状況でございます。私の思いの中に一番印象に残っているのが、前回の12月議会に当時青木教育長がいらっしゃいました。青木教育長は教育行政のみならず行政の相談役としても大変活躍されておりました。その青木教育長が12月議会閉会後、形相を変えて町長に詰め寄られました。私はその光景を見て、その光景が今でも忘れられません。これだけ執行部の中で話がまとまっていないのか、そういった思いがふつふつ湧いてまいりました。そして昨今では、先日の合同会議で町長が職員に対して怒られる姿勢も見えられました。そして今、毎週行われている防災会議については、上益城の振興局長が毎回出席されている。何を心配されているのか。そういったところが私のなかでは大変疑念に思っているところがございます。なぜなのか。なぜうまくいかないのか。そういったところなぜ必要なのか。私はそこの部分をもっと執行部の皆さん方にお聞きしたい、そういった気持ちで今いっぱいです。これは置く、置かないとかそういうことではなくて、今の執行部の課長さん方、おそらくいろんな心労もあるかと思います。私はそういったところをもっと聞きたい。そういったうえで、議員として、議会として適切な責任を持った判断をしていきたいと思っています。これが今私が思っている一つの心の内でございます。そして、冒頭申しましたように三点質問させていただきます。
　一点目は、これまでにどのような事務量の変化があったのか。
　二点目、財政面において、令和7年度の単年度実質収支は未だ600万円程度の赤字でございます。財政力指数も落ちております。財政力指数は0.61から0.59まで落ちています。そして今回の震災です。今回の震災でおそらく主要事業所の税収、法人税、そういったものは減収されます。この辺を念頭に置いているのか。また、今国会で論議されているのが消費税の暫定税率、0.8%を0.1%にするとか、そういった議論がなされております。それは早ければ来年度から実施される予定でございます。そういった部分で、私は以前、消費税が減税されると町にこれだけお金が減りますという質問をしました。当時あの暫定税率8%を全部撤廃した場合に、町には消費税配分が3,400万円は減収しますという質問もさせていただきました。そういったこともやはり念頭に置いて、経常収支比率、固定的な財源をいかに抑えるか、そういったことも執行部の方は考えていただきたい。
　また、我々議会から再三申し上げておりました行財政改革でございます。行財政改革においては今年度実施するということも執行部側からいただいております。その行財政改革の中身すら、方向性すらまだ報告もないままに、この副町長条例を廃止するということが現在として妥当なのか、そういったこともやはり執行部としてはこれまでの流れ、そういったものを網羅したうえでこういったことを提案していただきたいと思います。以上三点ご回答をお願いいたします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　春日議員にお答えします。ありがとうございます。今言われたようなことが私が副町長をお願いしているところでございます。地方自治法161条は市町村は副市町村長を置くことを原則しておりますので、その辺はどのようにご理解いただいているのかと思っております。よろしくお願いします。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。

○8番（増岡司君）　ここでいいですか。
○議長（境野隆文君）　はい。
○8番（増岡司君）　春日議員のほうから質疑があった部分について町長のほうから尋ねましたけれども、町長の反問権というようなことでの話でしょうか。
○町長（鍋田平君）　いや、そうではありません。
○8番（増岡司君）　そうですか。
○議長（境野隆文君）　よろしいですか。
○8番（増岡司君）　はい。
○1番（春日公和君）　議長。
○議長（境野隆文君）　春日議員。
○1番（春日公和君）　すみませんが、私が今質問した三点についてお答えをいただきたい。それは地方自治法で置くことができる、それに基づいて町は置かないのがおかしいので副町長を置かない特例条例を制定しております。そういうことでございます。まずは私の3点の質問についてお答えいただきたい。以上です。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　春日議員にお答えします。三点を総括して回答したつもりです。よろしくお願いいたします。
○議長（境野隆文君）　ただいまの町長の発言は三点を整理したところと今申し上げられましたが、それで理解はできますか。
○1番（春日公和君）　皆さんの顔を見ていただければおわかりになると思います。全然総括していないと思います。私は個別に具体的に質問をしております。その前に長々と私のこれまでのやはり状況を見た判断、そういったところを感想は申し上げましたけれども、質問を三点に絞ってきておりますので、全然回答になっていないと思います。もしよければこのあと議長のほうにお預けしたいと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（境野隆文君）　ただいま、春日議員の三点の質問については回答がなされていないと判断いたします。よって、ここで暫時休会いたしますので、執行部はその三点についての協議をお願いいたします。協議がまとまり次第会議を開きますので、その旨お伝えください。暫時休憩します。

休憩　午前１１時５１分

○議長（境野隆文君）　休憩に引続き会議を開きます。その前に皆様にお知らせいたします。議会申合せ事項により、11時45分を過ぎた場合は一旦打ち切りという申合せをしておりますが、本日はこのあと防災会議が開催される予定になっておりますので、このまま時間を延長して引き続き会議を開くことにします。ご異議ありますか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。それでは会議を開きます。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　一点目ですけれども、事務量が増えたかというような質問だったと感じておりますが、事務量につきましては、不測の事態における指揮命令系統の維持および町政運営の円滑化を図るうえで副町長を置いて執行部の体制を万全なものにする必要性があることから、本条例を制定したものであります。
　二点目に、経常収支比率につきましては、副町長の人件費が経常収支比率に及ぶ影響は極めて軽微で、0.1%前後でございます。ということで軽微であります。
　それから、行財政改革につきましては、今、地震の金額がはっきりしておりませんので、現行検討しているところでございます。以上でございます。
○1番（春日公和君）　議長。

○議長（境野隆文）　春日議員。
○1番（春日公和君）　ご回答ありがとうございます。まず一点目、不測の事態に備えるということでございます。町には防災対策組織図がございます。第1次体制、第2次体制、第3次体制というそういった組織の決め事等があります。こういった災害にはこれだけの職員を集めてこういうことをしますというようなきめ細かな災害対策本部会議の組織づくりがされております。現在、やはりこれだけの通信媒体が発達したなかで、そういった指揮命令系統はそういった組織の防災本部会議の要綱に沿って十分補えることでございます。
　また、経常収支比率を私は取り出しました。二点目ですけれども、経常収支比率、それを副町長を雇用したことで一千数百万円お金がいるということは以前聞きました。ただ、経常収支比率だけではありません。そのほかにも私は今後町の収入が減ることを前提に物事を考えなければいけないと思っています。
　そして第三点目の行財政改革、まだまだ議会にも報告もないし、どういった進捗状況かもわかっていない状況です。そういったやはり行政の流れを読んで提案しなければ、執行部は何のために日々議会の意見を聞いて、何を対応しているのか、そういったところは私は問われると思います。今年度は行財政改革に取組みます。じゃ、その行政改革の中身はどうなのか。もちろん人もそうです。お金もそうです。補助金もそうです。みんなが痛みを負うかもしれません。そういったことをやはり皆さんは協議して、それを報告して、だから必要なんです、だからこれはやめられないんですという、やはり細かな説明が私は必要だと思います。何のために行財政改革をするのか。私は当初、年度、3月過ぎたあとに組織体制のそういった部分は取組みましたというような報告は受けましたけれども、そのあとの協議内容は一切議会には伝わってきません。やはり私たちは副町長を置きたいとか置かないとかそういうことではなくて、やはりこれまでの行政の流れ、本年度の流れ、そういったものを網羅して適時にそういったことを提案しなければ、理解を得られないのではないかと思うところでございます。以上のような長時間を受けての回答がこれですので、私の質問はこれで閉じさせていただきたいと思います。
○議長（境野隆文）　ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文）　質疑なしと認めます。ただいま、議題となっています、議案第41号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定についての件につきましては、町の行政組織および町長の補佐体制に関わる重要な案件であり、慎重かつ十分な審議が必要であると考えます。
　また、当該会期中に結論を出すことは非常に困難と判断されるため、本件については、私、議長による発議により、議員全員で構成する嘉島町に副町長を置かない特例条例廃止条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も継続して審査とすることにしたいと思います。
　なお、補足にありますが、本件について、嘉島町議会会議規則第39条第1項は、質疑のあと、議会の議決によって特別委員会に付託することを認めております。また、地方自治法第109条および嘉島町議会会議規則第75条により、所定の手続を経て閉会中も継続して審査することができます。したがいまして、今回の措置は、議案の採決を不当に先送りすることを目的としたものではなく、議会として必要な調査・審査を尽くし、適切な判断を行うための手続であります。さらに、特別委員会の設置自体が本議案の廃止に賛成または反対することを意味するものではなく、結論については、委員会における審査を踏まえ、本会議において最終的に決定されるものであることを申し添えておきます。
　お諮りします。議案第41号　嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定についての件は、議員全員で構成する嘉島町に副町長を置かない特例条例廃止条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も継続して審査とすることに賛成の方は、ご起立願います。
○5番（園田義宣君）　議長、もう討議はしないということですか。
○議長（境野隆文君）　お待たせしました。ただいま園田議員からの討議はしないかという件についてお答えいたします。
　嘉島町議会会議規則第39条　会議に付する事件はほかに規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑のあと、議長は討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することができるという第39条の根拠のもとに討論は行わず採決をするものであります。
○3番（穴井智子君）　議長。
○議長（境野隆文君）　穴井議員。
○3番（穴井智子君）　発言の機会を求めます。

○議長（境野隆文君）　発議ですか。
○3番（穴井智子君）　発言の機会を求めます。
○議長（境野隆文君）　穴井議員。
○3番（穴井智子君）　ありがとうございます。今、討論を行わないことができるという。39条ですか。
○議長（境野隆文君）　はい。
○3番（穴井智子君）　条例のとおりだと思いますけれども、できますならば、ここで質疑が続きましたけれども賛成の議員の意見も傍聴にいらっしゃる町民の方もいらっしゃいますので賛成の議員の発言もお許しをいただきたいと思います。以上です。
○議長（境野隆文君）　これはあくまでも議長の発議でありますので、議長の発議のとおり、この案件につきましては第39条を申し上げましたとおり、討論はなく採決をいたしたいと思います。この件についての賛成の方の起立を願います。
○3番（穴井智子君）　議長、すみません。議長、いいですか。
○議長（境野隆文）　採決を採ります。賛成の方の起立を願います。
〔起立する者あり〕
○議長（境野隆文）　賛成多数。着席ください。起立多数です。よって、本件は特別委員会に付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。特別委員会での慎重かつ十分な審議をお願いいたします。
　議案第42号　嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第42号　嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決しました。
　議案第43号　嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第43号　嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。
　議案第44号　嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第44号　嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。
　議案第45号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第45号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。
　議案第46号　令和7年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
○3番（穴井智子君）　議長。
○議長（境野隆文君）　穴井議員。
○3番（穴井智子君）　議案第46号についての質疑なんですけれども、認定第7号の嘉島町下水道事業会計決算書について不明点がございます。これと関連して、議案第46号の利益剰余金の利益の処分についてということでありますので、議長にお諮りしますが。
○議長（境野隆文君）　ちょっと待ってください。議案第42号はもう採決が終わりました。
○3番（穴井智子君）　46です。
○議長（境野隆文君）　46。その前のやつはもう採決が終わったのですけれども。
○3番（穴井智子君）　46ですよね。
○議長（境野隆文君）　ごめんなさい。失礼しました。すみません。申し訳ないです。
○3番（穴井智子君）　利益剰余金の処分についてなんですが、決算書が認定第7号、明日の会議日程になっているんですけれども、下水道事業会計決算書の中で質疑がございます。これに関連してなので、この未処分利益だけに特化する質疑ではないので、よければ議長のお計らいでこの議案第46号と認定第7号を明日合わせて質疑をさせていただけないかという提案でございます。
○議長（境野隆文君）　今、穴井議員がおっしゃるのは明日一緒にまとめてでよいかということですね。
○3番（穴井智子君）　はい。
○議長（境野隆文君）　わかりました。明日まとめて、46号議案の質疑を明日の認定のときに一緒に質疑するということを許します。
○3番（穴井智子君）　ありがとうございます。
○議長（境野隆文君）　これは質疑はなしということでよろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
○3番（穴井智子君）　議長。
○議長（境野隆文君）　穴井議員。
○3番（穴井智子君）　その件に関しては明日という。
○議長（境野隆文君）　明日一緒にするということですね。
○3番（穴井智子君）　そうです。
○議長（境野隆文君）　認めます。
○3番（穴井智子君）　質疑も討論も明日。
○議長（境野隆文君）　認めます。では、採決を今日はできないということになりますけれども。
○3番（穴井智子君）　大丈夫です。

○議長（境野隆文君）　採決ができない状況でございますが、ほかの議員。
○9番（川野伸一君）　諮ったがいいです。議員の皆さんに。
○議長（境野隆文君）　今、穴井議員より提案されています、明日の関連議案と一緒に質疑・討論をしたいということでございますので、この件につきましては採決ができませんので、明日一緒に採決をするということで議員の皆さんにお諮りいたします。よろしいでしょうか。
○1番（春日公和君）　今されてもいいんでしょうか。この議案に対して付随するのが決算審査であって。ですから、この中身のページと一緒のところについてのだと思いますので、今ご質問されても討論されてもいいと思います。ここで議決したほうが日程的にも問題ないのではないかと思いますが。
　穴井議員、この数字にかかわってくるとよね。
○3番（穴井智子君）　そこに関連があるので、明日一緒に質疑をしたい。
○議長（境野隆文君）　暫時休憩します。

休憩　午前１２時２３分

○議長（境野隆文君）　休憩に続き会議を開きます。ただいま穴井議員からの指摘の第46号は、明日の日程のなかに繰り越して質疑・採決を採りたいと思います。よろしいでしょうか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　それでは、第47号に入ります。
　議案第47号　令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
○10番（森田義雄君）　議長。
○議長（境野隆文君）　森田議員。
○10番（森田義雄君）　1件だけ質問をさせていただきたいと思います。18ページ、都市計画費でございますけれども､その中の下水道事業費､当初出資金で組んであったのが補助金に変わっておりますけれども､その経緯について説明をお願いしたいと思います。担当課長お願いします。
○水環境課長（吉本博志君）　議長。
○議長（境野隆文君）　吉本水環境課長。
○水環境課長（吉本博志君）　こんにちは。水環境課長の吉本でございます。森田議員の質問にお答えします。当初出資金として計上されていたものを補助金に切り替えたということですけれども、補助金、総務省が定めている繰出基準、一般会計から企業会計へ繰出の基準、基準内の繰出金、その枠にまだ余裕がありまして、年度途中で基準内で繰り入れられる枠がありましたので、まずそのあたりを調整したということでございます。
　出資金は性格的に建設工事費等の財源不足分を一般会計から出資していただくものですので、公的に認められているものを増やして、任意のものとして出資を受けてる額を減らしたという調整を行なっているところです。ご理解のほどお願いします。
○10番（森田義雄君）　議長。
○議長（境野隆文君）　森田議員。
○10番（森田義雄君）　今、出資金も補助金も町から出すお金に変わりはないわけですけれども、出資金となると出資金は足らん分を補助すると、補助金も足らん分を補助するわけですけれども、これは来年度以降は出資金ではなくて補助金というかたちで出していくということですか。
○水環境課長（吉本博志君）　先ほど一旦言いましたように、特に出資金は建設公費、財源じゃなくて、財源不足分を補うものですので、そういう意味では性格が異なる部分がございます。内容に応じて補助金としていただくもの、出資金としていただくものはその都度提示して適正な判断をいただけたらできるだけいただくということには。
○10番（森田義雄君）　私が考えるのは、出資金にしても補助金にしても事業費が足らんけん補助する、出資するということだというふうに理解をしておりましたので、出資金でも補助金でも変わらないかというふうになりますけれども、来年からはどういう予算の組み方になるんですか。補助金ですか、出資金ですか。
○水環境課長（吉本博志君）　この内容に応じて整理はしていきます。全部出資金でできる、全部補助金

でできるというものではないので。
○10番（森田義雄君）　来年からは出資金と補助金の両方もあり得るということですね。
○水環境課長（吉本博志君）　両方あるかと。
○10番（森田義雄君）　わかりました。ありがとうございました。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第47号　令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
　議案第48号　令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）（境野 隆文）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第48号　令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。
　議案第49号　令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第49号　令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
　議案第50号　令和8年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第50号　令和8年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
　議案第51号　令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第51号　令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
　議案第52号　令和8年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第52号　令和8年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
　議案第53号　令和8年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　議案第53号　令和8年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
　これにて、質疑・討論・採決を終結します。
　以上で本日の日程は全部終了しました。次会は、明日11日です。定刻までに、本会議場にご参集ください。
　本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

散会　午前１２時４０分

令和８年第３回嘉島町議会定例会会議録（第３号）

・招集年月日
令和８年９月１１日（金曜日）
招集場所　役場庁舎議場
午前１０時開会・開議

・出席議員（１１名）

１番	春日公和	６番	森下文夫
２番	木下　武	７番	満田和浩
３番	穴井智子	８番	増岡　司
４番	齊藤　進	９番	川野伸一
５番	園田義宣	１０番	森田義雄
		１１番	境野隆文

・説明のため出席した者の職氏名

町　長	鍋田　平
教育長	江上知男
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	石坂英一
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
水環境課長	吉本博志
企画情報課長	藤本賢二
都市計画課長	河原和幸
学校教育課長	中冨　喬
社会教育課長	西本幸弘
会計管理者（兼会計室長）	下田雅文
監査委員	蜂屋　誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増永貴士

議事日程第３号

日程第１　決算及び議案の質疑　討論　採決

１５　認定第１号　　令和７年度嘉島町一般会計歳入歳出決算

１６　認定第２号　　令和７年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

１７　認定第３号　　令和７年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算

１８　認定第４号　　令和７年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算

１９　認定第５号　　令和７年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

２０　認定第６号　　令和７年度嘉島町簡易水道事業会計決算

２１　認定第７号　　令和７年度嘉島町下水道事業会計決算

２２　議案第４６号　令和７年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

日程第２　議員派遣の件について

日程第３　委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第１　同意案第３号　農業委員会の委員の任命について

追加日程第２　議員提出議案第３号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議

閉　会

開会・開議　午前１０時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、令和8年第3回嘉島町議会定例会5日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第１　決算の質疑　討論　採決

○議長（境野隆文君）　日程第1　決算の質疑　討論　採決となっております。

これより、

認定第1号　令和7年度嘉島町一般会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（春日公和君）　議長。

○議長（境野隆文君）　春日議員。

○1番（春日公和君）　1番 春日でございます。質疑ではございません。ただ、要望として事務局、執行部のほうに一応お願いしたいところでございます。今回の決算書の中で予定の取り消しが。

○議長（境野隆文君）　春日議員、発言の途中で申し訳ありませんが、質疑だけしか認めませんので、要望は認められません。

○1番（春日公和君）　一応検証としてこういう検証お願いということは難しいですか。

○議長（境野隆文君）　難しいです。質疑になれば質疑として受け付けますが。

○1番（春日公和君）　それでは質問の中身を変えさせていただいております。

決算を見ると、歳出の部分でございます。4ページでございます。次年度への繰越が、16億8,370万5,504円、それと不用額が5億536万6,360円となっております。一応このへんの検証はどのようにされているのか執行部のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（境野隆文君）　執行部のほうからマイクの調子が悪いということで、一旦ここで休憩を取ります。

休憩　１０時０４分

○議長（境野隆文君）　お待たせしました。システムのほうが回復しました。

それでは、休憩に続き会議を開きます。引き続き春日議員の質疑を認めます。

○1番（春日公和君）　1番 春日でございます。改めて質問させていただきます。

決算書の4ページでございます。歳出のことで翌年度繰越額16億6,370万5,504円。繰り越しは当時予算編成、予算執行のなかで正式に認められた行為であります。そして、そのなかで不用額が5億536万6,360円となっております。やはり総予算に対してこの額が非常に大きいと。私も専務的なものをしておりまして、繰り越しは当然次年度に計画的に行うという認められた行為でございますので、ただ、不用額が5億600万、これは大きいのではないか。予算編成に対してどのような。予算編成そのものに対して私は地方議会員として予算を見てもいう意味で調査のほう気にしたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（境野隆文君）　休会しますか。

○総務課長（永田智紀君）　はい。お願いします。

○議長（境野隆文君）　一時休会いたします。

休憩　１０時１０分

○議長（境野隆文君）　休憩に続き会議を開きます。

○総務課長（永田智紀君）　議長。

○議長（境野隆文君）　永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君）　おはようございます。総務課長の永田です。大変時間をいただきありがとうございました。

不用額の主なものといたしまして、積立金が約4,000万円、ふるさと寄附金の積立金も同じく約4,000万円です。あと児童手当の扶助費が約3,300万円と予備費のほうで約6,400万円の不用額が出ております。性質上なかなか残すべき項目が多いので、総務におきましてはもっと精査を挙げて取組んでいこうと考えております。よろしくお願いいたします。
○議長（境野隆文君）　春日議員。
○1番（春日公和君）　すみません。私も通告をせずに唐突にお聞きした部分は慮りしたいと思います。
やはりこういった決算をものにして次年度の予算編成とかそういったものにしっかりと進めていって有効な財源を踏み込んできたというところを徹底していなければよろしいなと思います。ご回答ありがとうございました。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はありませんか。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　増岡でございます。私は議会選出の監査委員ということで蜂屋監査委員と一緒に監査を進めております。この決算にあたりましては二人、蜂屋監査委員と私で町長に決算審査報告ということを開いております。しかし、私、嘉島町としてこれからの財政がどうなっていくのかというような非常に懸念がありますので、この場でしっかりとお尋ねしておきたいと思います。それは、今年度の実質公債費比率は昨年度同様10.9%ということでございます。去年と今年変わらないということでございます。その実質公債費比率は10%を超えないことが望ましいということです。もう嘉島町数年10%を超えているということです。小学校の増築、中学校の増築ということで毎年大きな工事が進んでおります。それには大きな借金が付いて回っております。借金をすれば、それは返さなくてはならないということで、この借金がこれからどんどん一般会計の中で増加しているということでございますので、この財政運営がこれからどのようになっていくのか行政はどう対応されていくのかということを確認しておきたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　おはようございます。増岡議員にお答えします。
現在、熊本地震があっております。財政が大変厳しくなっておりますので、そのへんを考えながらやっていきますので、よろしくお願いします。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　熊本地震によるいろいろな諸条件で財政が減収してくる、これは当然でございます。私が思いますのはこれからの財政、昨日も春日議員のほうからありましたけれども、行財政改革をしっかりやって、そして、嘉島町全体がスリムな行財政運営ができるというようなことに近づけていただきたいと思います。でないとこれから先、今はよくてもこれから先の子供たちにこの負担は掛かってきますので、こういったことは私たちの時代で少しでも少なくするようなことを考えていかなければ、やはり嘉島町が先々行き詰ってしまったら、嘉島に住む人たちもどんどん減少して失います。そういったことがないように、嘉島町がこれから先発展を続けるようにしっかりと行政の運営、そして財政の運用をやっていただきたいと思います。以上でございます。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑ございませんか。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　川野でございます。おはようございます。一般会計の認定について質問させていただきます。
41ページ、農業予算のなかにあります地籍調査費でございます。これは前々から執行部に対して質問させていただいておりますけれども、当初予算3,569万1,000円に対して減額補正で813万2,000円ということになっています。私のほうから質問をいろいろさせていただいておりますけれども、町内が嘉島町の面積自体はそんなに広い面積ではございません。前から質問させていただいているように、もうちょっとスピーディーに地籍調査を終了するという方法がないのか、なぜ予算から減額してというかたちの今態勢になっているのか、そこのところを執行部のほうから回答をねがいます。
○農政課長（牛嶋寿男君）　議長。

○議長（境野隆文君）　牛嶋農政課長。
○農政課長（牛嶋寿男君）　おはようございます。農政課長の牛嶋です。川野議員の質問に解答します。
　地籍調査費につきましては国の補助金、県の補助金と町の持ち出し分、国が2分の1、県と町で4分の1という割合で事業を進めている状況です。そのなかで翌年度の補助金の要望を県に対して行うにあたって、要望の額満額が内示がおりてきてないという状況があることから国・県の補助金に合わせて事業を、執行していることから、結果として補正で減額しているという状況になっております。事業の進捗につきましては全体の約65%進捗しております。残りの35%につきましては今後速やかに実施していたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げたとおりすべて県と国の補助金がとにかく関係しておりますので、その補助金を多く獲得できるように今後対応をしていきたいと思います。以上でございます。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　ただいま農政課長の方にご回答いただきました。国・県からの補助金をいただいてこの事業は行われているということでございますが、私も地域住民の方に、特に高齢になられた所有者の方あたりが、自分が元気なうちに早く進めてほしいというような要望を多数いただいておりますので、ぜひ国、県の予算も非常に厳しいとは思いますけれども、当初、嘉島町の面積ぐらいだったら大体この地籍調査は5年ぐらいで終わるんじゃないかということでスタートしているというふうに伺っておりますので、このように長くかかると事業が本当に行われているのかどうかというような見えにくいというか。逆に言うと今度の災害復旧に対しての測量昨日ありましたけれども、6,000万円ぐらい測量設計上げてあります。これ年間約3,500万円の予算で1つの係りが今町執行部として動いているみたいです。あまり事業としても採算が取れないんじゃないかというふうに私は思っておりますので、ぜひ補助金をご検討いただいて、早期に事業が完遂できるように協力をしていただきたいというふうにお願い申し上げて終わります。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　認定第1号　令和7年度嘉島町一般会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。
　認定第２号　令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　認定第2号　令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。
　認定第3号　令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。

認定第3号　令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第4号　令和7年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第4号　令和7年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第5号　令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第5号　令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第6号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第6号　令和7年度嘉島町簡易水道事業会計決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号　令和7年度嘉島町下水道事業会計決算について及び議案第46号下水道事業会計利益剰余金の処分については関連がございますので、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（穴井智子君）　議長。

○議長（境野隆文君）　穴井議員。

○3番（穴井智子君）　おはようございます。3番 穴井です。

今回、前日日程の議案を本日にご変更いただき、誠にありがとうございました。

以前よりこの決算の議案について下水道事業と簡易水道事業の決算書において私自身非常にわかりづらさを感じておりました。今回、公営企業会計ということと一般会計とは別であると考えることは十分に理解しているというものの、少し質疑をさせていただきたいということでお時間をいただきます。

三点ほど確認をしたいことがございます。消費税と46号の議案との利益処分のことと決算認定との関係を質疑をさせていただきます。なお、この質疑に対して令和5年度から特別公営企業会計ということで特別の会計になっていることを認識しております。同じように利益余剰金の処分議案が可決されておりまして、

今ここでということで非常に疑問を抱かれるかもしれませんけれども、私個人がこの事業に対してすごく疑念といいますか、決算書自体を見ると赤字にはなっていないけれども、事業自体は黒字にはなっていない。いろんな補助金だったり、一般会計を補助金として受け取っていることでプラスになっていると、こういうところがございまして、この簡易水道にしても下水道事業にしても、まだ先のことを見据えての不足が出てくることは当然理解しております。

一つ目ですけれども、議案第46号の件です。先に未処分利益剰余金のことですけれども、認定7号の決算書では簡単に言いますと収益が4億3,305万780円、費用が4億2,176万6,477円、純利益が1,128万4,303円となっておりまして、この議案のとおり未処分利益剰余金が1,128万4,303円として残っていると。そのことについて処分についての議案ということでありまして、この全額を建設改良積立金に積み立てるということです。繰越利益は0ということです。なぜ今回この未処分利益剰余金1,128万4,303円を今回建設改良積立金にするのか、全額。これまでの令和5年6年度決算では減債積立金にすべて計上されています。今回建設改良積立金に全額計上された根拠というか理由をお尋ねしたいと思います。

それと関連してと言いますのが、議案第46号と認定第7号なんですけれども、これが別々の議案になっております。未処分利益のほうを先に議決を採ると、議案提案してあるということなんですけれども、そこが私的には一般事業会計とかに関わっているものとすると引っかかった点でございました。

地方公営企業法第30条第9項では決算書類として剰余金の処分の決算書を作成することとされております。また、第32条第2項では利益の処分について議会の議決を経て行うこととされています。今回本町では決算認定議案とは別に利益剰余金の処分議案を前日程に提出されていました。決算認定と利益剰余金の処分を別議案として取り扱う理由と、その審議・議決の順序についてどのように整理されているのかを伺います。簡単に言うと、決算書は地方公営企業法30条の9項では、決算で作成する書類として決算報告書、損益決算書、剰余金決算書、剰余金処分決算書、貸借対照表となっているわけなんです。決算をつくる段階で利益がいくら出たか、その利益をどう処分するかという決算書は自らつくられているわけなので、この理由、別議案というのがなぜかというところもお尋ねします。

それと消費税です。消費税についてはとても難しくて、一般会計とはすごく違うことを認識しております。今回の決算書で、消費税の額が2ページです。認定の2ページの下の段に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額986万3,758円」という数字がございます。この数字は横にあります仮受、仮払の消費税を精算すると当然仮払のほうが多くなりまして、考えるにこの986万3,758円という数字は還付というかたちになると思われます。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額986万3,758円がここに書いてありますとおり、資本的支出の不足分1億5,795万6,851円を補う、調整するということで、この消費税資本的収支調整額986万3,758円と損益勘定の留保資金1億2,213万5,012円、減債積立金1,007万4,081円、繰越工事資金1,588万4,000円で補っているということは理解いたしました。簡単に言うと986万3,758円は一般で言うと納税額ではなくて還付される消費税だということの理解を示したものです。この計算は非常に、ここでいうとこの数字がどうやって計算されたかということまで本当は町に説明を求めたいところなんですけれども、それは通告しておりませんでしたので、その根拠を後ほど教えていただきたいと思います。会計士さん等もきちんと入っていらっしゃるので間違いはないと思うところでこの質問は省かせていただきますけれども、次年度からは消費税計算書などがあれば非常にわかりやすいかと私個人的には思った次第です。

以上。では二点質疑させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君）　ただいまシステムの調子が少しよくないみたいですので、一旦ここで休憩を入れます。回復次第会議を開きますので一旦休会します。

休憩　１０時４６分

○議長（境野隆文君）　大変失礼しました。回復しましたので会議を開きます。

○水環境課長（吉本博志君）　議長。

○議長（境野隆文君）　吉本水環境課長。

○水環境課長（吉本博志君）　おはようございます。水環境課長の吉本でございます。穴井議員の質疑にお答えします。

まず、議案第46号の利益剰余金の処分についての議案におきまして、今回発生した利益剰余金1,128万4,303円を建設改良積立金への積立をすることで提案をしておりますが、その理由ですが、決算書4ページ上段の表の剰余金計算書の真ん中ほど、これまで利益剰余金は減債積立金として積立を行なってきましたが、今回、アドバイザリー契約を結んでいる会計事務所のアドバイスもありまして、新たに建設改良積立金への積立を行う提案としたところでございます。

2点目の質問ですが、議案第46号の利益剰余金処分についての議案と認定第7号の決算書との関係ですが、通常、普通会計の場合は、歳計剰余金を生じた場合は翌年度に繰り越して使うのが原則ですが、公営企業会計の場合は地方公営企業法第32条第2項におきまして、毎事業年度生じた利益の処分、すなわちどのように取り扱うかは条例に定めるか議会の議決を経て行わなければならないと規定されておりまして、本町の場合は令和3年度から公営企業会計に移行した簡易水道事業会計と、令和5年度から公営企業会計に移行した下水道事業会計が該当することになります。今回下水道の場合は、議案第46号の利益剰余金の処分についての議案の議決をもってその内容を決定することになります。また、議案の議決により決算書4ページの剰余金処分計算書、この下段の表になりますが、この内容が確定することになりますため、利益剰余金の処分に関する議案、今回でいう議案第46号と認定第7号決算書はセットでご審議いただくことになります。ほかの自治体の状況を確認しましたところ、多くの自治体におきまして認定議案である決算書が議案を兼ねたかたちを取っているようで、「利益の処分及び決算の認定について」というタイトルで決算書を議会に上程し、可決及び認定という審議結果となっているようです。今後はそのようなかたちで議会に諮ることを検討したいと思っております。

私からの回答は以上です。

○3番（穴井智子君）　議長。

○議長（境野隆文君）　穴井議員。

○3番（穴井智子君）　ご回答ありがとうございました。非常に丁寧でわかりました。ありがとうございます。

課長がおっしゃるように、他市町の議案と認定をセットで今後検討するというご回答をいただいたのでうれしく思います。そのようにしていただけると非常にわかりやすいかと思いました。そうなると、45号と認定6号も同じような考えになるかと私個人的には思っていますので、そちらもよろしくお願いします。

すみません、一点。あまり大したことないと言うとおかしいんですけれども、聞き忘れたことがございまして。企業債の明細書が12、13ページにずらっとございまして、令和7年度は皆様わかるように、発行総額が51億9,196万円ございまして、償還高が本年度、当年、1億8,270万4,040円で、償還高累計が18億4,140万円ほどありまして、未償還残高が33億5,051万4,721円でございます。これを貸借対照表のほうで見ますと6ページになりますけれども、負債の部で固定負債と流動負債ということで表記してございまして、これが上の固定負債のほうが31億6,000万円ほどございまして、流動負債のほうが1億8,700万円ほどございます。これを足すと先ほどの償還残高になるわけなんですが、償還の年数とかを見ますと流動負債に当たるのが私個人的にはわからなかったので、その1点だけ質問をさせていただきたいと思います。お願いします。

○水環境課長（吉本博志君）　議長。

○議長（境野隆文君）　吉本水環境課長。

○水環境課長（吉本博志君）　決算書12ページ、13ページの企業債明細書に今現在償還中の企業債の明細がございますが、償還期間はそれぞれ違っていまして、20年だったり25年だったり長いものは40年のものがございます。議員から質疑ありましたように、6ページの貸借対照表の中では固定負債と流動負債と両方出てきていますが、償還期限までの期間が1年を超えるものが固定負債、1年未満のものが流動負債と区分されております。すなわち、例えば10年の償還期間の企業債であれば、9年を経過して残り1年を切った時点で流動負債に切り替えるということになってきます。

固定負債と流動負債の違いについての説明は以上でございます。

○3番（穴井智子君）　議長。

○議長（境野隆文君）　穴井議員。

○3番（穴井智子君）　わかりました。私個人的にこの償還周期を1年未満で考えて数字を見ましたけれども、この数字に該当する、固定負債のほうはあれなんですけども、流動負債、1年未満に該当するものがこの数字に該当するものが見つけられなかったので、これは課長のほうに個人的にまたお尋ねしたいと思います。以上。質疑終わります。

○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。お諮りします。
　認定第7号　令和7年度嘉島町下水道事業会計決算の認定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。
　議案第46号　下水道事業会計利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することにご異議ありせんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。これにて、質疑　討論　採決を終結します。
・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第2　議員派遣の件について
○議長（境野隆文君）　日程第2　議員派遣の件についてを議題といたします。
　お諮りします。地方自治法第100条第13項及び嘉島町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から、次期定例会までの間における議員派遣につきましては、お手元に配布のとおりです。
　なお、議員派遣に関して、日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。また、緊急を要する場合は、必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣一覧表のとおり、派遣することに決定しました。
・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第3　委員会の閉会中の継続調査申し出について
○議長（境野隆文君）　日程第3　委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。
　各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「事務の調査」について、閉会中の継続調査の申し出があります。
　なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。
　しばらくお待ちください。
　ただいま、町長から同意案第3号　農業委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。
　よって同意案第3号は、追加日程第1として議題とすることに決定しました。
　同意案第3号　農業委員会の委員の任命についてを議題とします。町長の説明を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長。
○議長（境野隆文君）　鍋田町長。
○町長（鍋田平君）　同意案第3号　農業委員会の委員の任命について、次の者を嘉島町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。
　令和8年9月11日提出　嘉島町長　鍋田　平
　提案理由　農業委員の辞任に伴い、令和8年10月1日付けで新たに委員として任命したく、議会の同意を

求めるものであります。
委員候補者につきましては、添付資料のとおりであります。
よろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）　以上で、町長の説明を終わります。
同意案第3号　農業委員会の委員の任命についての質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。
同意案第3号　農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
しばらくお待ちください。
ただいま、1番　春日公和議員から発議第3号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって発議第3号は、追加日程第2として議題とすることに決定しました。
発議第3号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議を議題とします。春日議員の説明を求めます。
○1番（春日公和君）　議長。
○議長（境野隆文君）　春日議員。
○1番（春日公和君）　1番 春日でございます。
今回、発議を提出させていただきました。その前に一言述べたいと思います。
今般の令和8年熊本地震におきまして、被災を受けられた町民の皆様、また各企業の皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。また、その後発生しましたイオンモール熊本においてのガス爆発事故において、尊い命を亡くされた7名の方に哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするところでございます。
このイオンモール熊本、これは嘉島町が先輩たちが以前から河川改修に努められ、そしてその後、飛び地による市街化区域の編入、そしてその結果イオンモール熊本を町が一生懸命になって誘致した企業でございます。このイオンモールについても、やはりその前の寿屋さんの破綻、それからその後継企業として先輩たちが中央に出向き、営業活動をし、誘致された大切な企業でございます。そういったところをやはり一日も早く復興し、そしてかつての賑わい、嘉島の経済を支えていただくことを切に願いまして、今回の発議とさせていただきました。
これはあくまでもイオンモール熊本という言葉を出しておりますけれども、イオンモール熊本、サントリービール工場、そういったものはやはり日本を代表する企業でございます。そうした方々はしっかり報道機関にも状況を説明され、いろんな対処法を取られております。イオンモールにおいてはまだまだ責任を痛感されておりまして、そこまでの言葉を発せられないかもしれませんけども、やはり地元の嘉島町として何かをやはりお手伝いできればというところで今回の発議をさせていただきました。
サントリー熊本ビールにおいては先日、復興の目処が立ち、熊本県にも3千数百万の義援金を寄付されました。やはり一流企業におかれましては、自らも被災してもそういった社会的な部分を全うされる、やはりそういったところは地元・町としても大変嬉しい行動でもあったかと思います。
それでは、発議を述べさせていただきます。
発議第3号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議、上記の決議を嘉島町議会会議規則第14条第1項第1号の規定により提出します。
令和8年9月11日提出者　嘉島町議会議員　嘉島の未来を考える会　春日公和
賛成者　嘉島町議会議員　嘉島の未来を考える会　満田和浩　嘉島町議会議長　境野隆文様
提案理由を述べさせていただきます。

議員提出議案第3号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議

提案理由　令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震、10年の間に2度の大震災、並びにその後発生した大型商業施設イオンモール熊本における大規模な爆発事故や、町内に拠点を置く中小企業の被災は本町の経済、雇用、そして町民生活の根幹を揺るがす未曾有の事態となっています。特に、本町の産業シンボルであるサントリー九州熊本工場及びイオンモール熊本の2大拠点が同時に稼働停止、営業停止に追い込まれたことは、地域経済の損失にとどまらず、町内外からこれらの施設利用者、勤務する数千人の従業員とその家族の生活、さらには関連する地元取引業者へ多くの問題となっている。

サントリー熊本工場ではすでに数か月間の復旧計画が進められており、町内中小企業では経済産業省のセーフティネット保証4号適用をはじめ、貸付や相談窓口の設置、県に至っては相談窓口においての支援、グループ補助金の創設準備、労働行政においても支援策が出されている状況です。

イオンモール熊本に至っては、営業の再開の目処すら立てられない状況のなか、今後の動向にも切実な不安の声も上がっている。

本町の発展及び経済の下支えをいただいている企業の早期復旧とそこで働く人々等の雇用を守り、震災前の企業や施設利用者の賑わいを取り戻すことは、本町の復興そのものと考えられる。よって、本議会は町当局に対し国、県などの関係機関や被災企業と緊密に連携し、以下の措置を迅速かつ強力に講じるよう強く要望する。

記

1. 被災した企業の生産・営業機能の早期復旧に向け、激甚災害指定に伴う各種支援制度の適用、税制上の特例措置、及び行政手続きの迅速化など、あらゆる行政リソースを投入し、最大限の伴走支援を行うこと。

2. 営業休止を余儀なくされている企業やテナント、及び従事者に対し、雇用調整助成金の活用促進や、生活困窮者支援など、雇用維持と生活安定のための直接的な経済支援策を検討し、施策を講じること。

3. イオンモール熊本の復旧においては、安全対策の徹底はもとより、イオンモールと綿密な支援態勢の協議を行い、それに伴い町独自の支援策の策定や、国・県への支援要請を行い、町民並びに利用者が将来にわたって安心・安全に集える復興のシンボルとしての再建に向け、官民一体となった復興計画を速やかに協議し、策定に尽力すること。

以上、決議する。令和8年9月11日嘉島町議会

趣旨にご理解いただきまして、議員の皆様の議決をよろしくお願いするものでございます。以上で終わります。

○議長（境野隆文君）　以上で春日議員の説明を終わります。

発議第3号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5番（園田義宣君）　議長。

○議長（境野隆文君）　園田議員。

○5番（園田義宣君）　5番 園田です。発議者の春日議員にお尋ねいたします。

イオンモールが嘉島にとって非常に大きな会社だということ、それからサントリーもそうなんですけれども、町内のいろんな事業所、早期復旧は嘉島の地域経済にとって極めて重要であるという、この原案の趣旨には私も賛同するものでございます。

ところが今のお話のなかで、しかしながら今回の地震で被害を受けているのはこの2つだけの事業所ではありません。イオンさんにつきましては、昨日ちょっと話聞いた時に、この支援決議書を見ていただいて、どうかということをするというふうにお聞きになったんですけれども、それは間違いございませんか。

○1番（春日公和君）　当然、冒頭申しましたようにイオンモール熊本さんは現在、自社の爆発事故においてその責任を痛感され、その対処に今は追われております。そうしたなかで私ども、こういった支援をしたいというところでの全文をお渡しし、イオンモールさんからは「問題ございません」というご意見をいただいております。以上でございます。

○5番（園田義宣君）　議長。

○議長（境野隆文君）　園田議員。

○5番（園田義宣君）　再度お尋ねいたします。イオンさんから「問題がありません」という返事だったということですけれども、具体的にはどういうことなんでしょう、「問題がない」ということは。

○議長（境野隆文君）　春日議員。

○1番（春日公和君）　「問題がない」というか、イオンモール熊本さんの名前をこうやって出すこと、それに対してイオンモールさんからは、そういった心遣いありがとうございます、というお言葉でした。
○5番（園田義宣君）　イオンモールさんのほうに事前にこういう決議書をお見せされて、こういうことを議会として考えているということでお話しされたということでよろしいですか。
○1番（春日公和君）　はい。
○5番（園田義宣君）　今回の地震でイオンモールさん以外にも被災された町内業者の方あるんですけれども、それらの業者さんに対してはイオンモールさんと同じような対応はされなかったんですか。
○1番（春日公和君）　園田議員の質問にお答えします。
町内の中小企業、そういった方々が被災されております。先般の町の合同対策会議の中でも町からの各企業の被災状況の報告があっております。そうしたなかでその町からの報告については社名を伏せられております。そういったことで今回私が感じたのは、やはりすべての企業の皆様も大切です。しかしながら、この町の経済、雇用、そうしたものの発展についても多大な尽力をいただいた企業でございます。ただ、簡単に先ほども申しましたように、あちらから勝手に来られたとか、そういうものではございません。町から何遍も出向いて、「ぜひとも嘉島町に来てください」そういった企業様でございます。ただ、特別視するような3項についてはそのようなかたちになっておりますけれども、あえて私はそこを強調させていただいて、イオンモール熊本さんを出しているところでございます。以上でございます。
○5番（園田義宣君）　まだ聞きます。
私はイオンを支援するなとは言ってないんです。要するにイオンの早期復旧の重要性は私も十分理解しております。ただ議会で決議する場合は個別企業とやり取りをしてから特定企業への支援を求めるんじゃなくて、町内全体の事業者の方の被災状況を把握して、雇用とか被害状況、地域経済への波及効果などを客観的な基準で見るような文書に仕上げるべきじゃないかなと思っております。要するに、この文章だったら今、イオンモールさんが、それも嘉島のために貢献されたということは私も十分に理解しておりますが。町民の方からすると、「議会はなんで特定の企業だけを名指しして町独自の支援を求めるのか」と。また、「何でその企業だけを対象とするのか」という公平の問題があるんじゃないかと思います。
それで支援対象、当然言われたように町全体の被災事業の方、個人事業主もいらっしゃいますけれども、被害の程度とか雇用の影響とか地域経済の波及などを考えて、そのなかでも地域経済の大きい事業所については重点的な対応ができるというようなシステムに文言を変えたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。
○1番（春日公和君）　なぜイオンモール熊本を特に取り上げるのかというご質問だと思います。本決議はイオンモール熊本だけを特別扱いするものではありません。第1項及び第2項では被災した企業、事業者、及びそこで働く従業員を広く対象としています。そのうえで第3項ではイオンモール熊本が本町の商業、雇用、交流、消費活動等に大きな影響を持つ施設であることから、特に復旧に向けた関係機関との協議を求めています。したがって特定企業への利益供与ではなく、地域経済への影響が大きい施設について町として必要な対策を求めるものでございます。以上です。
○議長（境野隆文君）　園田さん、質疑ですが3回ご質疑されていますので、4回目になりますが。
○5番（園田義宣君）　はい、これで終わります。
○1番（春日公和君）　よろしくお願いいたします。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
○3番（穴井智子君）　議長。
○議長（境野隆文君）　穴井議員。
○3番（穴井智子君）　穴井です。今、園田議員が質疑されたような内容とほとんど被るところもございますけれども、個人的にこの支援決議について慎重な立場から意見を申し上げたいと思います。
まず、この町の表題、「町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議」とございます。今の春日議員の答えのなかにはイオンモールさん、サントリーさんに特化したことではないと、広くさっきの1項、2項、広くほかの被災した企業にも配慮しているというご回答でしたけれども、やはり表題が言わずもがな、その「町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議」という、ここは少し私も慎重にならないといけないのかなと思っております。
まず、今回の地震によって被害を受けられましたイオンモール熊本さん、それとサントリー九州熊本工場さんの一日も早い復旧・再建を私自身も心から願っておる一人でございます。そして、両事業所が皆さんご承知の通り、嘉島町の雇用や地域経済に大きな役割を果たしていることも本当に皆さん共通の認識で

ございます。
　しかし、この地震で被害を受けているのはこの2つの主要の事業所だけではございませんで、町内には中小企業、小規模事業者、個人事業主や農業、それとイオンモールの中の商業施設のテナントの業者さん、さまざま事業者がおられます。また、そこで働く方々のなかには地元でパートとして働きながら家計を支えている方、そしていろいろ相談もございましたけれども、アルバイトで親に代わって家計を支えている子どもたちもいるわけです。そうした方々から見たときに、今回の原案が特定の大規模事業者を中心とした支援を求める内容であるならば、「自分たちのことは置き去りか」といった不安にならないでしょうか。そう感じる方が出てこないとは限らないと思います。私は今回の決議は誰かを取り残すものではなく、被災したすべての事業者、そこで働く方々に届くものであってほしいと考えます。
　もう一つ申し上げたいことは、イオンモールさんにおいては春日議員のほうからイオンさんのほうにお礼があったということでございますけれども、やはり嘉島議会からこういったことを支援したいと、そう言えば当然お断りはされないと思いますし、「ありがとうございます」と言われると思います。でもそこにもう一つ私たちども配慮が必要ではないかと考えます。イオンさんもすべての事業者、従業員を他店舗へ移動させるなど雇用継続に向けた努力がされていると認識しています。私は友人にイオンの正社員で働く者がおりまして、その者から情報をお聞きしますと、すべての従業員の雇用継続がされていると。ほかの店舗に移動して働いているということでございました。
　テナントさんにおいても複数店舗展開している事業者であれば他店舗で雇用を継続するなど、それぞれの企業がそれぞれの判断のなかで従業員の生活を守る努力をされておられます。これもテナントで働く方々にお尋ねしております。企業には企業としての経営判断があり、施設の再建についても安全性や費用、契約、雇用、そしてさまざまな今後の補償問題を含め慎重に判断されるものだと思います。イオンモール熊本様においては、この度のお亡くなりになった方々へのご対応については深いご配慮をされている時期でございます。そういったことが想像できます。だからこそ私たち町議会、町が、「早く再建してください、応援しています」と企業に求めることだけが果たして議会としてできる支援なのか、ということを私は考えました。
　町民皆が本当にサントリーさん一日も早く再建をしてください、心から祈念しています、イオンさんも再建目指してくださいと本当に願っています。その思いは当然あります。しかし、その判断をするのは私たちではなくて企業自身であり、私たち議会が企業の経営判断に踏み込むものではないと考えます。
　町議会としては町内の被災事業者を幅広く支援するために、町に対して必要な支援態勢の構築を求めるとともに、町だけでは対応できない部分については県や国に対して支援制度の拡充や財政的支援を要望していくことが重要ではないかと。そのほうが特定の企業だけでなく被災した町内事業者、そこで働く方々、そしてその家族にとっても公平で安心につながるのではないかと考えます。
　今回の決議案ですけれども、慎重な意見、イオンモールさんのお名前だったりサントリー九州工場さんの支援を全く否定するものではございません。特定の事業者への支援という見方をしてしまうことが町民の方々の思いに配慮が不足するんではないか、なりかねないと思うわけでございます。
　重ねますけれども、町内の被災事業者全体を支援するべきという考え方に広げるべきだと私は考えます。誰一人取り残さない復旧・復興を目指すためにも、この決議案には慎重に考えていただきたいと意見を申し上げます。よろしくお願いいたします。
○1番（春日公和君）　議長。
○議長（境野隆文君）　春日議員。
○1番（春日公和君）　ただいま穴井議員の質問にお答えいたします。本議会が地方議会として地域の課題について議会としての意見を決議し、町に対して必要な対応を求めるものです。実際の施策の内容、方法、予算等については町長をはじめ執行機関が法令及び予算の範囲内で判断することになります。したがって議会として政策上の方向性を示す、そういったものでの決議でございます。
　また、この「主要事業所」というのは、私はすべての中小企業さんを指しているつもりでここには掲載しております。中小企業を別扱いにする、そういった意図ではございませんので、その辺は十分にご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○議長（境野隆文君）　ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論ございますか。

反対討論の方、いらっしゃいますか。反対はありませんか。
○5番（園田義宣君）　議長。
○議長（境野隆文君）　園田議員。
○5番（園田義宣君）　5番 園田です。
誤解のないよう申し上げますが、この支援策について反対しているわけではございません。この支援策の文言について、もう少し考えていただきたいと先ほど要求しましたけれども、特に記載の3番のところ、ここイオンモールに特化したことが書いてありますので、やはりほかの町の被害を受けた企業からすると、「なぜイオンだけなんですか」と。そういう企業にもそういうような手当も必要だと思いますし、やはり議会として公平性の問題があると思いますので、私はこの趣旨には賛成しますけれども、3番の表現をもう少し考えていただけないかなということで反対討論いたします。以上です。
○議長（境野隆文君）　次に賛成の方の討論はありませんか。
○8番（増岡司君）　議長。
○議長（境野隆文君）　増岡議員。
○8番（増岡司君）　8番 増岡でございます。
私はこの決議案は提出者が信念を持って作成された文面であると確信しております。この文面の文言は、2つの企業が立地するまでの経緯、そしてその経緯のなかには関係者の皆さん、相当な心血を注がれております。そして立地というようなことでございますけれども、当時の立地した時の町民の喜び、これはやはり嘉島町の象徴だというような捉え方があったと思います。このようなことをしっかりと知る人だからこそ、こういった文面をつくる思い入れがあるというようなことで私は理解しております。賛成でございます。以上です。
○議長（境野隆文君）　反対討論はありますか。
○3番（穴井智子君）　議長。
○議長（境野隆文君）　穴井議員。
○3番（穴井智子君）　穴井です。反対の意見を述べさせていただきます。
先ほど慎重にという立場から意見を申し上げましたけれども、春日議員や増岡議員の信念を持ってというようなご発言がありまして、先ほども申し上げましたように被災された方のなかにはパートで働く、障がい者の子どもを持ちパートで働くひとり親の母親がおられます。発災後、そういった方の様子なり、相談を受けることだったり、やはり目の前にいるこういう方たちを取り残してはいけないと私は痛感しているわけです。
それから、保護者がなかなか就労に難しいというお子さんがアルバイトでがんばっているというご家庭もございます。そういったところがイオンさんだったりサントリーさんだったりに限られるわけではないので。ですので、ここにある「町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び」という、表題の部分や先ほど園田議員もおっしゃったように、この文字から想像するに決議を読んで不安に思う方がいるのではなかろうかという想像から私は反対をするところでございます。以上です。
○議長（境野隆文君）　賛成討論はありますか。
○9番（川野伸一君）　議長。
○議長（境野隆文君）　川野議員。
○9番（川野伸一君）　川野です。賛成の立場で討論をしたいと思います。
先ほどからこの文言についてということで、疑問を抱かれているようなご発言がありましたけども、要は発議者の春日議員の趣旨というのは、嘉島町にとって非常に影響の大きいイオンモール熊本だったりサントリー熊本工場だったり、そういうところが早く復旧・復興しないと、嘉島町の経済において非常に大きなマイナスになるという立場でこの文章は書かれているわけでございまして。小さくすべての企業をどうのこうのというのをこの文言の中に書いてないどうのこうのというのはあまり意味がない。水掛け論になっているんじゃないかなというふうに思っております。本来は、議会がこういうかたちで発議をしなくても、町が主体となってサントリーだったりイオンモール熊本あたりといろんな協議をしながら、復興に向けて体制を整えていく、そういう部分が求められた、そういう発議だと私は理解しておりますので、文言についてどうのこうのの発言とかそういうのは、あまりこの場で取り上げて議論を歪曲化するようなことはあってはならないんじゃないかなというふうに思っております。私はそういう立場でこの発議案に対して賛成したいと思っております。
○議長（境野隆文君）　反対討論はありますか。

反対討論がなければ、採決に入りたいと思います。これにて討論を終了します。
これより採決に入ります。お諮りします。
発議第3号　町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定することにしました。
以上で、本定例会の会議に付された案件はすべて終了しました。会議を閉じます。
これにて、令和8年第3回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。
なお、引き続き議員控室にて全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

閉会　午後１１時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和８年第３回　定例会

令和８年 11 月発行

発行人　嘉島町議会議長　　境野　隆文
編集人　嘉島町議会事務局長　増永　貴士